

2006年9月3日市民の裁判員制度・つくろう会主催シンポジウム
～裁判員制度実施に向けた現状と課題 市民が主体的に参加するために～
発言録

(諏訪部) それでは、パネルディスカッションのほうに移っていきたいと思います。本日、コーディネーターをさせていただきます、つくろう会の諏訪部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、御参加いただきました方々を御紹介したいというふうに思います。皆さん向かって左側から御紹介させていただきます。鬼澤友直さんです。肩書がすごいんですね。最高裁判所事務総局刑事局総括参事官といいます。

続きまして、畑野隆二さんでございます。法務省刑事局裁判員制度啓発推進室企画室長という肩書であらせられます。よろしくお願いいたします。畑野さんは、前日も御出場いただきまして、いろいろお話をいただきました。引き続きでございます。

次に、西村健さんを御紹介したいと思います。日弁連裁判員制度実施本部事務局次長ということで、裁判員制度には非常に造詣の深い弁護士さんでございますので、いろいろお話をよろしくお願いいたしますと思います。

それから、お隣にいますのが、先ほどごあいさついただきました当会代表の高野孟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、今日のディスカッションの構成をお話ししたいと思います。大きく3つの構成を考えております。

1つは、現在いろいろな世論調査などの結果も踏まえまして、市民の方々にどの程度この制度を御理解いただいているんだらうかという結果も踏まえながら、市民の皆さんが参加しやすい環境整備、そういうようなものはいったいどういうものが必要なんだらうかということのを少し考えてみたいと思います。これは、裁判制度そのものではなくて、市民が参加するためのもろもろの環境整備、その中には、市民に理解をいただくためのいろいろな啓発活動のようなものも含まれるかもしれません。そういうような意味で、市民の方々が参加したいと思うような制度の整備、環境整備ということが1つの柱。

2つ目は、もう少し、裁判制度そのものに近づきます。裁判員になる手続、裁判員にどのように選ばれるのかという、なる手続から、裁判の期日といいますか、裁判がどのように開かれるのかということまでを1つの区切りにして、市民の方々が安心して参加できるような選ばれ方、あるいは開かれ方というのはどのようなものなのかということについて、少し御意見をお聞きしていきたいと思っております。

3つ目の柱は、もう少し今度は裁判の手続、制度そのものにかかわって、市民が参加する裁判について、参加しやすい裁判というのはいったいどういうものなんだらうかというように、特に裁判官と対等に議論ができるんだらうかという声いろいろ挙が

っております。そういうような問題も中心に踏まえながら、市民が参加しやすい裁判制度自体について少し考えていきたいと、この3つの柱でいきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、裁判所、それから法務省、弁護士会のそれぞれの専門のお立場から、この間、各御所属の部署でやってこられました裁判員裁判に関連するもろもろの取り組みについて、御紹介をいただき、併せて、それぞれの自己紹介も兼ねてしていただきたいというふうに思っております。まず、そういうことで、それぞれのお取り組みについて、三者の皆さんにお話を伺わせていただきたいと思います。

(鬼澤) 最高裁判所刑事局の鬼澤でございます。本日は、皆さんにお目に掛かるのを大変楽しみにしてまいりました。昨年9月15日付けで、最高裁の中に裁判員制度を作り上げるための特別のチームができて、私はその中の責任者ということで、昨年9月15日から、ずっと約1年にわたりまして、朝から晩まで裁判員制度のことばかりやっているというポジションでございます。

あまりにも、裁判員制度ばかりやっているものですから、最近、地下鉄に乗っても、みんな裁判員候補者に見えてしまう。ですから、どっぷり浸かりすぎてだんだん裁判員病に陥っているんじゃないかというふうに思うぐらいになってまいりました。本日は、できる限り、私が考えていることを皆さんにお伝えしたいと思えます。

最高裁判所が、これまで裁判員制度に向けてどういう取り組みをしてきたかという点を申し上げます。最高裁判所としては、まず一番にやってきたことは、裁判員が参加する裁判において刑事訴訟手続がどうあるべきかということ、一番中心になって研究してきました。これまでのような大量の書類を提出してもらって、その証拠を裁判官が丹念に読んで判決するというような手続では、一般の方が参加して判断しなくてはいけない裁判員制度ではたえられない。そのためには、公判、法廷で見聞きしたもので、みんなが判断できるような審理にしくちやいけない。そのためには、判決の在り方も変えなくちやいけないし、評議の在り方も、審議のやり方も変えなくちやならない、そこをずっと裁判員法成立以来やってきたんです。

全国で何回も模擬裁判を繰り広げて、検察庁、弁護士会の皆さんでも議論をしてきました。今年に入って、普通の事件のやり方については、それぞれ、裁判所、検察庁、弁護士会とも、こういうふうにすべきじゃないかという一応の案はできました。これからやるべきことは、正に、今日ここで議論されるような国民が参加しやすい裁判員の選任手続をどうするかということでして、その制度設計を、今一生懸命やっているところで

す。もちろん、広報活動についても、いろいろとやっております。先ほどまで御覧いただきました映画「評議」も、昨年、私どものほうがいろいろシナリオライターと打合せをして、ふだん、国民の皆さんが見ることがない評議の場面を、どうやって皆さんに見ていただくかということを考えながらつくった映画です。

(司会) ありがとうございます。市民の皆さんの選任をどうするかをやっているとい

うようなコメントがあるのかなと思ったら、そうではなくて、国民の方が参加する裁判の中身をどのようにつくっていくのかということの研究をしているんだというお話で、その中身もまたお聞きしたいと思いますが、また後でお話しいただけるかと思います。続きまして、畑野さんに、お願いしたいと思います。

(畑野) 皆さんこんにちは。去年も、ちょうど今ごろの時期に、同じくパネリストで参加させていただきまして、今年も参加させていただきました。

法務省というところは、外の庁に検察庁がございます。もともと私は検事に任官しまして、最近よく、元検事の畑野といわれているんですけど、今でも検事なんですけど、時々インターネットで、元検事とあって、私はいつから辞めたんだっけとか思うんですけど、まだ肩書上は、法務省の事務官的な立場と、19年間検事をやっているうちの13年間ぐらいは現場の検事をやっておりました。

で、法務省というのは、検察庁とほぼ一体の組織なものですから、行ったり来たりというのはよくあることなので、またこうやって今の仕事をした上で現場に戻って、今度は裁判員裁判の法廷で検察官として立ち会うとか、そういうことも可能性としてはあります。

実は、2年以上前ですが、平成16年の7月に、この裁判員制度啓発推進室というのができまして、メンバーは、検事出身者が3名と、検察事務官出身者が6名、合わせて9名の体制で開始したわけです。そのときはナンバー・ツーの企画官という立場だったんですが、今年に入りまして、4月1日から室長ということで、責任者としてこの部屋を運営しておりまして、人数も1人増えて10人という体制でやっております。

どんなことを具体的にやっているかといいますと、基本的には隣の鬼澤判事と同じように裁判員制度ばかりなんですけれども、私たちのセクションは広報と啓発、そういった観点でございます。基本的には、全検察庁の全職員が合計で1万1000名ございます。その全職員が全員広報官である、つまり、全国的に広めていく、知っていただき説明していくという、そういうスタンスの下に、検事総長以下、我々、草の根活動をやっているところであります。

それはなぜか、基本的には、法務省が持っている予算がそんなに多くないという面もあるんですけれども、だから、草の根というわけじゃないんですが、少なくとも、顔と顔を突き合わせて、国民の目線に立って、国民からいただく意見もきちんと受け止めて、できる範囲で応えていくというのがいかに大事かというのが、この2年間やってきた上で非常に感じておりますので、これを1万1000名の職員が全体でやっていけば、必ずや国民の皆さんにも理解もしていただけるし、参加意識もだんだんと高まっていくのではないかと考えているところであります。

こういうことを、全国50か所にある地方検察庁はもちろん、地方裁判所と、地方の単位弁護士会というのがありますので、その三者が連携して、それぞれの各地において広報啓発活動をやっておるわけですが、その中で我々のほうは、基本的には窓口的な役

割を果たしまして、できるだけ多くの国民の皆さんと接して説明会をやっていくと、これが我々のスタンスであります。

現に、もう、この2年間以上の間にかなりの回数をこなしてきております。そのときに持っていく道具的なものとしては、広報用ビデオがございますが、これは今の最高裁がおつくりになった「評議」というビデオのほかに、法務省のほうでつくらせていただいた中村雅俊さんや西村雅彦さんが出演している裁判員制度のビデオがございます。これも我々のほうで活用させていただいてやっているところでもあります。さらに、裁判員制度の具体的な中身が、イメージが分かっていただけのように、各地検において、その担当者が説明に行っていると。

もう1つは、環境をより良いものにして、参加しやすい環境にしていくということでもあります。私の肩書は、さっきも申し上げたように、けっこう長い肩書なんですけれども、更にまだ別の肩書も持ってまして、内閣官房司法制度改革推進室参事官という肩書もありまして、ここは基本的には政府の取りまとめ役をしているところでありまして、法務省もその傘下にあるわけです。

この裁判員制度を取り巻く環境というと、やはり、介護制度の問題、要介護者を持つ方々の参加ですね、それから、要養育者を持つ方々の環境ということを考えますと、法務省だけでなく、どうしても厚生労働省が関係してくるということもある。それから、企業にお勤めの方に参加していただくという場合には、どうしても企業に関係している経済産業省や、またこれも、労働者の関係では厚生労働省に関係してくるわけですから、そういった関係省庁というのがございます。さらに、若いときからの法教育というのも大事なので、文部科学省とも関係してきます。

こういったもろもろの関係省庁というのが絡んで、それが政府一丸となってこの体制整備をしていくと、こういうことになりますから、内閣官房がそれを取りまとめ役として、関係省庁等連絡会議というのを発足させております。

その上で、そこには最高裁さんと日弁連さんにも参加していただいております。そういったところで検討した結果、やはり経済団体、あるいはそういった消費者団体や労働団体、そういった団体の方々に御説明して、是非参加しやすい枠組みを構築していただいて、その上で働いている方々が参加しやすい環境にする。あるいはお子さんを持っている方、それから歩けない御老人をお持ちの方も参加しやすくしていこうということを検討していこうということで、今勉強をやっていると、だんだんと参加しやすい方向に検討が進められているところでもあります。

更に今お話も出ました、若い世代からこの裁判員制度を含んだ法教育をやっていこうと。こういうことで文科省さんとも連携を取らせていただき、機会があるごとに学校にも説明に行き、あるいは自治体とも連携を取らせていただいて、公民館などを活用して、そこに説明に伺うと、そういったこともやらせていただいているところでもあります。

こういったことで、まだまだ、国民の皆さんから、参加してやるかと、そういう気持

ちになっていただける程度までには至っておりませんが、是非、御理解いただければなと思って頑張っているところであります。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

(司会) 例えば介護に関して、どのような条件を備えたら参加しやすくなるんだろうかとか、もう少し具体的な点については、後ほどお聞かせいただきたいなと思います。続きまして、西村さん、お願いいたします。

(西村) 西村健と申します。私は、つくろう会の会員ですが、今日は、日弁連という立場でまいりました。よろしく申し上げます。

私の肩書も、裁判員制度実施本部事務局次長ということで少し長くなっています。日弁連では裁判員制度実施本部を設けまして、来るべき裁判員法の施行に向けて様々な努力をしております。弁護士会の親玉的な組織が日弁連ですが、それ以外に、先ほど裁判所、あるいは法務省のほうからも御意見が出ましたが、各单位会といいまして、各地方にそれぞれ単位会があります。そこでも、同じ活動しております。

例えば、私は大阪弁護士会に所属していますが、大阪弁護士会でも、同じように裁判員制度実施大阪本部というのを設けまして、日弁連の裁判員制度実施本部と連携しながら、様々な活動をしています。

弁護士会の活動は幾つかあるんですが、大きく3つぐらい挙げたいと思います。

1つは、裁判所のほうからも出ましたように、制度が円滑に実施されるために、どのようなことが必要かということの検討です。2つ目が、その制度の実施に向けて、弁護士はどうするべきか、どうあるべきかということの検討です。それから、3つ目が、広報ですね。幾つか活動はあるんですが、本日は、この3つぐらいに分けて御紹介したいと思います。

1つ目の制度のあるべき姿ということですが、裁判所のほうからも制度が導入されたらどんな制度になるだろうかということの研究が進められてるということですが、弁護士会内部でも、どんな制度が望ましいのか、あるいはどうしていくべきかということについても研究をしているところです。

裁判所、検察庁とも同じようなことをしていると思うんですが、弁護士会の活動の中で特徴的でよく新聞で御紹介いただくのは、法廷用語、つまり我々法律家が使う言葉を分かりやすくしなければならぬということで、法廷用語の日常語化PT(プロジェクト)というものを設けまして、裁判で使われる言葉、今私がしゃべってる言葉も難しいというふうに御批判があるかもしれませんが、裁判で使われる言葉がよう分からんというような御指摘を受けますので、これを何とか分かりやすい言葉にできないかということ、いろんな専門家の方も交えて研究をしております。

これについては、中間報告書というのを作っておりますので、関心のある方は、日弁連のホームページでそれを御覧いただければと思います。

2番目の研究ですが、これも、弁護士がどうあるべきかという観点から、研修につい

てもいろいろ取り組んでいます。先ほど、裁判所のほうから、今までの裁判というのは、書面に基づいて裁判をしてきた、裁判官は部屋の中で書面に基づいて判決をしていたということがあって、それを変えなきゃいけないということがありましたが、弁護士会も同じような問題意識を持っております。しかし、裁判所がそうであったように、弁護士自身も、今まで裁判官が書面を読んで裁判をしていくという裁判の在り方に慣れてきましたもんですから、法廷でいかに分かりやすく、例えば自分の主張をわかりやすく話すということの在り方については慣れておりません。

今までは、いかに分かりやすい書面を書くかということが主だったんですが、これからは、そうではなくて、いかに法廷で分かりやすくしゃべっていくかということに弁護の在り方が変わっていくかと思うんですが、そういうことについて弁護士会ではなかなかできていないところです。

このためにどんなことをしていったらいいのかということで、幾つか研修をしております。例えば、アメリカに陪審裁判がありますが、その陪審裁判では、日本の裁判と違って、法廷で分かりやすい裁判をしていこうと心掛けておりますが、法廷の弁護の在り方について研究をされているアメリカの大学の先生を呼んで研修をしたりとか、あるいは、分かりやすいしゃべり方についての外部の方を呼んでお話を聞いたりとか、そういう研修をしております。

それから、3番目の広報ですが、裁判員制度が成功していくためには、やはり、国民の皆さんがそれを理解し、自分のものとして受け入れていくということが大事だと思います。

広報は裁判所も検察庁もやっておりますが、弁護士会もやっております。裁判所、検察庁は今、予算が少ないと言いますが、弁護士会はそれ以上に、2けたから3けたぐらい数字が違って少ないんです。裁判所は十何億とか、検察庁もそうでしょうけれども、弁護士会は何千万もないんですけれども、それでもその中で一生懸命広報していこうというふうに考えております。

法務省、裁判所は、それぞれのビデオをつくっているとおっしゃいましたが、日弁連のほうでも何とかそれができないかというふうに考えています。ただ予算の制約があって、なかなか今のところできない状況であります。できる限り一生懸命やっています。

(司会)ありがとうございます。畑野さんにお尋ねしたいんですが、今のお話ですと、非常に法務省、検察庁、広報というか、説明会を頻繁に開かれているというふうにお聞きしたんですが、最初、やり始めたところと、現在そこまで説明会を開かれて、市民の方の声といいますか、変わってきているものがあるんでしょうか。

(畑野)実は、初めてのところに行くのが普通なものですから、何回も繰り返してはいるものの、裁判員制度という言葉は知っていたけれども中身までは今回聞いて初めて分かったという方が多いので、変化というものが見極められないんですけれども、確かに、

こちらから説明させてほしいというふうに、企業や学校を運営する側の方に、説明会を申し入れて、そのテーマにさせていただいて、それを採用していただいて、皆さんを集めていただけるという機会が極めて多くなったということは、企業を経営する側の方、あるいは学校の運営する側の方、それから自治体などの公民館を運営する側の方が理解していただけてきていると。御理解をいただいているからこそ、こちらから説明会をやらせてほしいということについて受け止めていただいて、開催していただくということが頻繁にできるようになったのではないかと考えております。

(司会) ありがとうございます。これは、最高裁判所が中心になって行った、恐らく全国的な世論調査だと思いますが、認知度、つまり裁判員裁判というものを知っているかという点についての調査結果では、恐らく、54%、つまり、国民の半分以上の方は知っておられると、大分それも前と状況が変わってきているんだろうと思います。

ところがなかなか、じゃあ、行ってもいいかという意欲に結び付くかという点と、75%の人が、どうも消極的な意見を述べられておるとというのが世論調査の結果だというふうに報道もされております。

そのあたりを見まして、今の市民の皆さんの理解度といいますかね、どこがそういうような意見の原因になっているんだろうかということについて、最高裁のほうでは何かお考えございましたでしょうか。

(鬼澤) 国民の参加意欲がなかなか高くないというのは、これは言ってみれば当然の話だと思うんですね。まあ、何かの本に書いてありましたけれども、皆さん、税金払いたいですかと言って、払いたいですという人はあまりいません。裁判員制度も似たようなところがあると思います。普段の生活でお忙しい国民の皆さんに御迷惑をお掛けして裁判所においでいただかなくてはいけない制度を作る以上は、ある程度消極的な反応が出てくるのはやむを得ないんじゃないかというふうに思ってます。

ただ、今年の1月、2月に最高裁で全国調査してみたところ、ちょっと明かりが見えたかなという結果が出ました。その明かりが出た結果というのは何かというと、例えば3日間、裁判員裁判を審理するとして、あなたは参加できますかという質問に対して、51%の方が、参加可能であるというふうに答えていただいたんですね。これは、こんなにいるのかというぐらい、正直言ってびっくりした数字なんですね。

それから、昨年、日本全国、各地の会館とかをお借りしまして全国フォーラムという集会みたいなものを開きました。あるフォーラムの会場でのできごとですが、フォーラムの当初、参加してもよいかという質問を会場の皆さんに聞くと、参加したいとお答えになる方は半分以下ぐらいなんですね。ところがフォーラムで一通り皆さんに御説明して、フォーラムの終わりころに、皆さんどうですかともう一遍聞き直すと、参加してもよいというお答えが8割ぐらいになるんですね。フォーラムの終了後、参加者の皆さんにアンケートを取った結果を見ても、もちろん、積極的に参加したいという方は2割、3割ぐらいなんですけれども、そこまではいかないけれど「国民の義務であれば仕方が

ない」という数字まで含めると、8割ぐらいの方が前向きな回答をいただいているということです。これまでの世論調査の結果で「参加したくない人、7割」という数字が、ずうっとこの1年間独り歩きしてる感はありましたけれども、実は日本国民の皆さんは本当にまじめで、実際に裁判員に当たったら一生懸命やっていただけじゃないかというほのかな光を見ることができて、実は私は大きな期待を持っております。

(司会) ありがとうございます。西村さん、弁護士会のほうでは、この世論調査、今の市民の意識については、どのようにお考えになってますでしょうか。

(西村) 今、鬼澤さんがおっしゃったとおり、制度が始まる前で、まだ皆さん経験していないという状況では、ある程度やむを得ないのかなとは思っておりますが、鬼澤さんが、今、フォーラムをする前と後でアンケート結果が変わるということをおっしゃいましたが、正に、そういうことはあり得るんじゃないかなというふうに私自身は見ております。

私は、大阪の集会でもする話ですが、皆さん思い起こしてほしいのは、皆さんは選挙権をお持ちだと思うんですね。しかし、選挙権はお持ちですが、じゃあ60年前はどうだったんだろうかというふうにお考えになっていただいたらいいと思うんです。60年前には、国民の一部の人にしか選挙権はなかったです。そのときに選挙、一般的に民主主義としての選挙を導入するかどうかについては、まだ時期尚早だとか、女性には選挙権は要らないんだとか、そういう意見があったかと思えます。なぜ民主主義が導入されたのかについて、上からなのか、下からなのか、それはちょっと置いときまして、60年たった今、選挙は行かないけども、選挙をなくすという考え方の方は、ほとんどいないと思うんですね。ごく当たり前のようになってます。この市民の参加制度も、同じようなものにいずれなるといふふうに思います。

そういういい制度だということ、うまく定着すれば、積極的に参加とか、評価するというのも、いいものだということが浸透して、パーセンテージも変わっていくのではないかなと思えます。それが制度導入前にもかかわらず、少しずつですけれども、数字に現れつつあるというふうには考えられると思えます。

(司会) ありがとうございます。もう少し、世論調査の声を拾ってみますと、参加に消極的な意見には、例えば、重要な判断をする自信がないというような声、あるいは仕事などへの負担感といった、この2つの項目がかなり多いようですね。それから、またやっぱり、女性は男性に比して、参加への不安を多く表明する傾向があるようでございまして、特に、介護や育児をされている女性が、どのように参加しやすい環境を整えるのかということが、非常に大きな課題になっているように思われます。

その女性の方々の声の中には、介護や育児の施設などの整備、あるいは、実はつくろう会では、裁判所の中に託児所があってほしいなという要望をしてるんですね。駄目であれば、近くの施設を使えないかとか、それでも駄目であれば、例えば、居住地の預けられる施設の情報を開示していただけないかとか、いろいろなことを考えております。

それから、ヘルパーさんなどの費用の補てんがあったらいいなというような声とか、

それから、育児や介護を担当してる本人が裁判員に行くのであれば、配偶者である夫に是非有給休暇を安定して取れるような環境が欲しいとか、どうもそういうような声があるようでもあります。

こういうような具体的な中身を改善していくということも重要ではないかというふうに、つくろう会は考えているんですが、この辺りについては、何かお考えがありますでしょうか。特に、今の話を聞きましたら、畑野さんが、いろいろな関係の役所と直接の太いパイプがあるということをお聞きして、ちょっとうれしかったんですが。

(畑野)今、いろいろ御指摘ありましたうち、重要な判断をする自信がないという点と、仕事などへの負担感という点は、別の方にお話ししていただくことにして、特に女性の方で御心配されている、自分には幼い子供がいて、もし裁判員候補者になって呼出しを受けたり、裁判員になって裁判所に数日間行かなければならないという場合には、どうしても、子供の面倒をだれかに頼まなければならないという方も、中にはいらっしゃると思うわけですね。

そういう方にも、もちろん法律上は、介護、養育の関係で、どうしてもほかの人に任せることができない場合には辞退ができるということになっておりますけれども、是非こういう機会があって参加したいという方には、何とか参加してもらえよう環境を整備しなければならないというのは我々の責務だと思っております。

その関係で、特に介護施設と保育施設ですね、そういった関係では、まず、厚生労働省と、私たち法務省側と、もちろん裁判所も入っての話なんですけど、こうした施設を利用しやすくできるかどうかという検討をしていかなければならないということで、これはまだ確定ではないんですけれども、検討課題ということで、取り組んでいるところであります。

一番、今、実現が可能だなと思われるのは、介護施設や保育施設の場所等の情報を提供するということです。裁判所の近くにそういう保育施設がある場合に、どういうところにあるのかということが案内できるようなこと、これは、どういう方法で裁判員候補者の皆さんにお知らせするかは、まだこれからのことなんですけど、できるだけ分かりやすい、こういう場所にこういう施設があるといった案内ができるようなことは、実現に向けて取り組まなければならないと考えています。

それから、あと、私の個人的な意見としては、なかなか裁判所に施設を造るというのは非常に問題があるんじゃないかなと思っておりまして、どちらかという、東京や大阪の方々に、通勤ラッシュのときに、自分の子供を抱えてまで裁判所に向かうというのが、非常に困難ではないかなという気もします。裁判所の近くの保育施設に預けやすい場所があれば、むしろそちらのほうが効率的ではないか。それから、家の身近なところに施設がある場合に、そこに預けて出掛けたいという方もいらっしゃると思いますので、総合的に考えて、利用しやすいものにするためには、どういう場所に介護施設や養育施設があるのかといったところを御案内できるようにしたいと、このように考えておりま

す。

それから、どのくらいの費用が掛かるんだろうかということで勉強会をしていって、これは確実な話ではございませんが、全国平均で考えていただきたいんですが、おおよそ介護関係で、1回、要介護者をお預けする場合とか見てもらう場合は、介護保険の制度がしっかりとしているような形が、その時期には整っていることもありまして、どうも1000円以内、700円前後で、1回分はすむのではないかと、というようなことも勉強させていただいているところであります。

あと、お子さんにつきましては、全体として、全国平均でいくと、2000円前後で1回一時的に預かっていただける、こんな感じのことが、いろいろ勉強会の中で出てきて、これは、今後、皆さんにもお知らせしなければならないなと思うんですが、少なくともこういう勉強会を実施して、そういった費用がどのくらい掛かって、全体の裁判員に支給される実費的な日当ですね、そういったものとの対比において、どのくらい掛かるのんだろうかということは検討していかなければならないということでもあります。

配偶者の有給休暇というのが、御指摘受けたときには、なるほどと思いました。少なくとも、我々が今取り組んでいて、企業、使用者側にいろいろと御理解を求めるために御説明しているのは、直接、お勤めされている方が裁判員に選ばれた場合、その方に参加しやすい環境整備をお願いしたい、その1つの方法として、特別の枠で、有給で送り出すこと、これができるような仕組み作り、例えば就業規則に設けていただければ、なおさら有り難いということのお願いをさせていただいているところでしたが、更にそれに加えて、実際にお勤めしている方が裁判員に選ばれるわけじゃなくて、奥様が裁判員に選ばれたときに、そのお勤めされているほうの、つまり旦那さんのほうの有給休暇が取れるような、その枠組みは、これからの検討課題なんですけど、その点も、奥様が出掛けるときに、お父さんが家にいなければならないという事情がいろいろあるだろうと思うんですね。例えば、お子様だったりする場合もあるわけです。その場合には、今の有給制度というのも大事だとは思いますが、仮に、そのお子様を保育施設に預けるような仕組みが可能になっているのであれば、そこまでの必要性がどこまであるかというような検討もしなければならぬと思いますし、いろいろな様々な個別事情もあると思いますので、そういったものが、具体的にどこまでの必要性があるのかを、いろいろと御意見をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

(司会)ありがとうございました。鬼澤さん、先ほどの消極的な意見の中で、重要な判断をする自信がないとかということについての意見は根強いものがございまして、裁判所としましては市民の方にどのようにアピールをされているのか、つまり、市民の方も判断が十分できるんですよ、というようなことについてのアピールをどのような形でされているんだろうか。あるいは、それにとどまらず今言いました環境整備について、そのほかにも何か御意見がございましたらお願いいたします。

(鬼澤)裁判員の皆さんにお願いするのは、その被告人が犯罪を犯したかどうかという

事実認定の問題なんですね。事実認定の問題というのは、実は、我々ふだんでもいろいろやっているわけでありまして、特に子供がけんかしたときにどっちが悪いかなんていうのは、双方の言い分を聞きながら、例えばだれが落書きしたかとか、そんな話になると、これはどの高さでどう書かれたか、その筆跡はどうかとか、そういうのを見ながら事実認定を実はしているんですね。つい先日も、日本国民は事実認定が好きだなと思った事件が起こりました。永田議員が国会で爆弾質問した堀江社長のメール問題ですね。永田議員の質問の後、あのメールを本当に堀江氏が出したかどうかが問題になって、マスコミはこぞって、メールを出したとされる何時何分何秒に堀江氏がどこにいたかとか、メールの形式がどうかとか、そういった間接事実を克明に調べて行って、みんなあのメールが本物かどうか事実認定していったんですね。そういったことから、事実認定というのは、もちろん裁判官も日夜やっていますけれども、一般の国民の皆さんのほうも意識しないうちに数多くやっておられるんじゃないかと思うんです。

それからもう一つは、量刑ですね。その人が罪を犯したということ踏まえた上で、量刑を何年にするかということ。参考として、これまで類似の事件でどういう判決がなされていたかという資料はできる限る提供するつもりであります。しかし、これまでの判断が果たして正しいのかどうかということは、裁判員になった国民の皆さんの声を聞いてみないと分からないところがあります。まあ、同じ罪を犯しても、一方は懲役10年、一方は懲役3年というのでは余りにもバランスが悪い、公平性の問題もあります。あと、それぞれのチーム、それぞれの裁判員の皆さんの考え方がどう反映されるかという問題もあります。その辺は、裁判員の皆さんの意見もできる限り尊重しながら、資料も提示しながら、判断をしていくということになろうというふうに考えております。

我々、先ほど皆さんが御覧いただいた映画、「評議」というのをつくりましたけれども、あれこそ正に裁くことへの不安に対する、その不安を解消することを目的に作った映画です。

この映画は、ふだん一般の方々が見ることがない「評議」の部分に焦点を当てて、裁判員裁判では、一般の人が参加して、裁判官と協働して、こういうふうに議論して、こういうふうに結論を出していくんだよということを、できるだけ分かりやすい形でドラマにしたものです。さきほどの上映は、途中で終わってしまったようではありますが、是非皆さん、最後まで見ていただきたいと思います。

(司会)ありがとうございます。私、個人的には隔世の感がいたしまして、裁判員制度というか、市民参加の議論をする段階で、恐らく裁判所も検察庁も、それほど積極的ではなかったような、私は記憶がございまして、ここまで市民を信用してもらえるようになってきたんだなという、そういう隔世の感がして、少しいれしいなという気持ちを抱いたところです。西村さん、市民の方と接する機会が多いということではないかと思っておるんですけれども、弁護士会のほうのお立場として、この環境整備ですね、どうい

う点が必要であろうかというふうに、お考えになってますでしょうか。

(西村) 今、司会者のほうから、女性の方の参加の可能性について、畑野さんにお聞きになり、重要な判断が自信がないんじゃないかということで、鬼澤さんにお聞きになり、最初に御指摘いただいた中のもう一つの論点として、仕事のことについて、出てたと思うんですが、ちょっとそれについて、お話ししたいと思います。

先ほどの配偶者の有給休暇ということが畑野さんから出ましたが、それよりも、まず何よりも、裁判員になった方自身の休暇というのが大事だろうと思います。私は大阪ですが、近畿の経済団体である関西経済連合会、関経連という団体がありますが、そこに所属している企業に、かつて、大阪弁護士会は、陪審制度になった場合に、企業のほうではどういうふうに考えますかというようなアンケートをしたことがありました。

そこで、就業規則がどうなってますかというようなアンケートをしたところ、幾つかの企業には、就業規則の中に、陪審員になった場合には有給だという規定があるという回答をしてくれた企業がありました。なぜかといったら、戦前に陪審法がありましたので、戦前からある会社には、戦前の就業規則がそのまま残っているところがありまして、それで、そのまま陪審員になった場合には有給だという規定が残ってるというところがありました。ある意味では、就業規則という中に、そういうものを盛り込んでいくということが、大事ではないかなというふうに思います。

新聞記事にも出たと思いますが、トヨタのほうでもそれを検討してるとか、あるいは労働団体の連合でも、そんなようなことも考えているのではないかという話も聞いておまして、そういうものが広がっていくことが重要ではないかなと思っています。

ただ、翻って考えて、そういう話をしているときに、日弁連はどうなってるんだという話が出まして、日弁連にも就業規則はあるようですが、日弁連の職員の方が裁判員になった場合に有給なのかというような疑問が出て、そう言えば、うちはあつたつけとかいう話になりまして、これはいけないということになりまして、隗より始めよということで、何とか内部からしていきたいというふうに思っております。

ですから、ここに参加されている方の中で企業経営者の方がいらっしゃったら、率先的に、そういうものを設けてくださるようお願いしたいと思います。

(司会) ありがとうございます。1つだけちょっと気になったんですが、有給休暇というのは、自分の休暇を消化するわけですよね。要するに、自由に使えないですよね、裁判に拘束されるという意味での自由に使えない休日ということになってしまうわけですね。もちろん、しっかりと有給休暇が使えるということだけでも大事なことであろうかとは思いますが、本来は公休であるべきではないだろうかというのが、有給休暇の制度趣旨から考えると、そんな気がしまして、まあ、そういうようなコンセンサスを取る努力も、私たちも提言をしていきたいと思っておりますけれども、是非、法律家の皆さんもお考えいただきたいなというふうに思います。高野さん、どうですか。

(高野) 僕らみたいな仕事は有給休暇がないんですよね。それで、休むと無休になっち

やうんですよ。フリーランスというのはそういうもので、しかも、例えば、私なんかの場合ですと、何か月も先の予定があって、ひどいと半年先のシンポジウムを大阪でとかいうのが予約されちゃってて、刷り物になって配布されていることがあるわけですよ。そういうことになると、こういう自由業、あるいは自営業、この間、しばらく前に、知り合いの居酒屋の御主人とちょっとそんな話になったんですけど、とにかく、朝、築地に行くところから、昼、仕込みをやって、夜、客を迎えるまで全部1人でやってると。どうにもならんな、それは。大体、自営業とかフリーランスとかいうのは、そういうケースが多いですよ。しかも、世の中全体の働き方といいますか、労働形態ということであると、派遣社員というようなことも含めて、むしろ有給制度なんかで守られていない人のほうがだんだん増えていくような傾向があって、その辺が、例えば私の場合、いったいどうなるんだろうかと思って、けっこう不安なんですよ、ということを感じますけれども。

(司会) 鬼澤さん、どうぞ。

(鬼澤) シンポジウムの主催者側で、高野孟さんがシンポジウムに出演されるというパンフレットを刷って、それで、お客さんもみんな高野さんの話を聞きにくる、高野さんなしにはシンポジウムは成り立たないし、もし高野さんがいなければ主催者に大損害が生じるというのであれば、高野さんが裁判員候補者に選ばれたとしても、辞退を認めてあげないといけないと思います。個人営業の方なんかでも、その方が抜けちゃうと仕入れもままならない、販売もままなくなってお店がつぶれるというのであれば辞退を認めることになるでしょう。裁判員制度は、そこまでの負担を国民に強いるような制度にはなっていないだろうというふうに考えております。

(司会) じゃあ畑野さん、続けてどうぞ。

(畑野) そうなんです。今、鬼澤さんがおっしゃったとおりなんですけど、裁判員候補者名簿には、既に前の年のうちに載っているの、通知がいつていることを前提にさせていただきますと、半年、ちょうど年末から考えると、6、7、8月ぐらいにそういうシンポジウムが入っていたとしますよね、それをできるだけ事前に調査できるような仕組み、枠組みみたいなものは今後検討課題としてあると思っております。しかも、呼出しがちょうどバッティングしてしまうような場合には、場合によっては辞退を認めたとしても、辞退をした場合には裁判員候補者名簿から削除されないんですよ、あれは。ですから、また次の機会というのが十分あり得るというのを、是非御理解いただければと思っております。もちろん、高野先生がどうしても裁判員をやりたいということを前提に今お話ししているんですけども。

(司会) 今のお話分かりましたでしょうか。事前に、場合によっては、裁判員候補者の方が忙しい時期を、アンケートになるのか、質問票になるのか分かりませんが、そういうような形で聞くようなこと、それを何らかの形で候補者、あるいは裁判員になっていく上で考慮する可能性があるかもしれないということ、畑野さんがおっしゃっ

たということでもあります。そういうことも今検討しているようだということでもあります。高野さん、何かございますか。

(高野) さっき、西村さんが最初のほうで言われた言葉の問題というのが、とても大事なんじゃないかという気がします。よくテレビのニュースなんかでもありますが、市民運動が裁判をやって、判決が短く出て、だれも、勝ったんだか、負けたんだか分からないということがありますよね。ああいうことに象徴されるような、それはもともと法律そのものの文章が、条文が、素人が読んでも分からないような具合ですし、その延長で裁判で語られている言葉というのが分からないということがあって、これは、恐らく、法曹三者の皆さんにとっては文化大革命みたいな話じゃないかなと思いますが、そこが本当にうまくいかないと、はっきり言って、裁判員の皆さんはチンプンカンプンということになりかねないなということで、言葉ということもとても大事ななというふうに思いました。

(司会) 鬼澤さん、その点は裁判所のほうでは検討されていますか。弁護士会では、法廷用語自身を弁護士会が作っちゃおうという取り組みをしているようですが。

(鬼澤) 言葉の言い換えというのも、いろいろな工夫をする必要があると思うんですけども、言い換えてすぐ分かるような言葉なら、それはいいんです。けれども、言い換えても、まだやっぱり分からないという言葉もありますから、むしろ、そういう概念をどうやって易しく説明してあげるかということに、いろんな工夫をしなくちゃいけないなというふうに、考えています。

法的な概念、例えば刑法の概念というのは、本当にややこしくて難しいんですね。これをいかに分かりやすく説明するかという点について、刑法学者なんかも交えて研究していかなくちゃいけないなというふうに考えているところです。

(司会) 西村さん、何か。

(西村) そのとおりだということで、施行まで2年半から3年弱なんですけど、さっき鬼澤さんがおっしゃったように、法廷用語について言い換えが難しいんだけど、ちょっと言い換えを間違えると、概念が伝えたいことと違ってきたりということがあります。そういう状況で裁判員裁判を迎えたときに、例えば、裁判所がこういうふうに説明をしたときに、それはちょっと違うんじゃないのということが、例えば、検察官から出たり、弁護人のほうから出たりしますので、かつ、恐らく、共通して分かりやすい言葉というのは必要だと思います。弁護士会は、そういう観点から、途中経過でありますけれども、少なくともこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案をしておりますが、そういうことを広く皆さんに知っていただいて、そして試行錯誤を重ねて2年半後を迎えるということが大事だと思っております。

(司会) ありがとうございます。会場の皆さん、なかなか、まだこういう点が、もっと環境整備のために必要だろうという意見を持っているだろうと思います。もし、今日の時間の中では発言する機会がなくても、パネラーの方にも届けたいと思いますので、

是非質問票の中に、こういう点をもっと改善してほしいんだ、必要じゃないかという御意見、御質問などございましたら、お書きいただいて、今後の会の活動や、皆さんの取り組みに御意見として出させていたいただきたいと考えております。是非、御協力をお願いしたいと思います。それでは、この点は、この辺りで区切らせていただいて、次の項目に移りたいと思います。全体としては、4時過ぎぐらいで、このパネルディスカッション自体は終わりにしたいと思っておりますので、続けてもよろしいですか、皆さん、大丈夫ですか。じゃ、続けさせていただきます。

それでは、続きまして、安心して市民が参加しやすい裁判員制度、裁判員裁判が始まるまでの手続のイメージについて、少し議論をしていきたいと思っております。

実は、私たち市民の会でも、裁判員がどのように選ばれていくんだろうかという点について議論した覚えがございます。その中で特に、裁判員候補者として選ばれるときに、何らかの調査があるんじゃないかというような、そういう懸念の声を率直に表明された方がいらっしゃいました。

それから、選定手続という手続があるらしいけれども、いろいろな質問をされて、あなたは帰ってもらっていいですよとか、やっぱり裁判員になってくださいというような、選ばれる手続があるというふうに聞いているわけですがけれども、その質問の中、あるいは、その質問に先立つ準備の中で、皆さんにお配りされる質問票、あるいはアンケート、あるいは選定手続に向けての質問で、非常に聞かれないことを聞かれるんじゃないかというような不安を持たれている方がいらっしゃいました。

一方では、そういういろいろな情報というのは、適正といいますか、偏見のない、予断のない裁判体といいますか、裁判員体をできる限りつくっていく、公正な、公平な裁判体をつくっていくという意味では、大事な手続であるという側面もあるだろうという意見もありました。

そうしますと、そのバランスということになるのかもしれませんが、一方では大変な不安を持たれている質問の方があります。安心して納得して参加していただくという観点から、その選定に当たって、プライバシー、あるいは個人の情報を守っていただくということと、適正な情報を集めるということについて、どのような制度であるべきかということについて、お考えを、今ありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

(鬼澤) 裁判員の選任手続を貫く基本思想というのは、まず、無作為で選ばれる、くじ引で選ばれるという原則は、揺るがすことはできないんです。他方、国民の都合に配慮した、できるだけ国民の都合も聞き入れた運用をする必要があるだろうと思っております。選任手続は、この2つの原則を踏まえて運営していかなくちゃいけないということなんです。具体的にどうかというと、要するに、最終的に裁判員にならない人、例えば就職禁止事由がある自衛官とか、警察官とかいった方々は、そもそも職業柄、裁判員になれないんです。また、重大な病気がある方とか、70歳以上の方で、辞退を希望している方

についても、当然に辞退を認めるということになっております。ですから、こういった方は、選任手続のためにわざわざ裁判所においでいただくなくても、事前に「もうおいでいただくなくてもけっこうです」という連絡をするような運用を心掛けていく必要があるだろうと考えています。それによって、国民の皆さん全体に掛ける負担を最小限にして、一番裁判員に選ばれる適格性のある方だけに裁判所においでいただいて最後の質問手続を行うという基本的な発想です。そのための方法として、法律上、規定がありません質問票というものをどんどん活用しようと考えています。

具体的な手続についてご説明します。裁判員事件が決まって、裁判員候補者の皆さんがくじ引で選ばれます。そのとき選ばれた皆さんに、呼出状と一緒に質問票をお送りします。呼出状と一緒に送る質問票は、基本的には辞退をする事由があるか、就職禁止事由があるかというところを中心にお伺いしていくことになると思います。

裁判所は、返送を受けた質問票を拝見した上で、事前に、この人はわざわざ裁判所においでいただくなくても辞退事由に該当するなど、辞退を認めてもいいなという方は、事前に連絡して、裁判所までおいでいただくことはなくなるようにします。すると、最後に残るのは、やっぱり、仕事が忙しいからという人が一番多いんじゃないかと思いません。

仕事が忙しいというのも、本当にこの仕事が、この人が抜けると大損害になるという、先ほどの高野さんのシンポジウムみたいな話ですとはっきりしているんですけども、そうでないという場合には、半日だけでも裁判所においでいただいて、裁判所から直接事情をお伺いして、辞退を認めるかどうかを決めるということを考えております。

それから、もう一つ、裁判員の選任手続の中でしなくてはいけないのは、不公平な裁判をするおそれがあるかというところの質問です。どういう質問を具体的にするかというところは、まだこれから詰めていかなくちゃいけない段階ですので、今どういう質問をするかということは、申し上げることはできないんですけども、裁判所の基本的な発想としては、もうごく普通の方であれば問題なしと、できるだけ、余りプライバシーに踏み込まない質問で、さらっと質問手続を終わらせるということを目指してやっていきたい。

ただ、これは、弁護士会と検察庁は、もっといろいろ聞きたいというふうな希望を述べられるかもしれませぬので、これからいろいろと、やり取りがあるんじゃないかというふうに考えております。

(司会) 1つだけ鬼澤さん、例えば、集められた質問票とか、例えば、選定手続の中で個人のことに付いて聞かれた記録などは、どのように保管されたり、処理されたりするかということについて、決まったことはありますか。

(鬼澤) それはプライバシーの塊みたいな記録ですから、厳重に管理されることとなります。

(畑野) 今、鬼澤さんからありましたように、裁判所はできるだけ個々の皆さんの職業

等のプライバシーなどについて踏み込まないというお話があったと思うんですけれども、検察官や多分弁護人も同じだと思うんですが、この人がどういうところでどのように働いていた方かとか、この事件についてももちろん知っているか、知っていないかという質問をするかどうかですが、いろいろな角度から聞いてみて、公正な判断をしていたかどうかは、興味を持っているものですから質問するだろうと思うんですね。一応、検察官も弁護人も、裁判長の了解を得たら、法律上は裁判長にこういう質問をしてくださいというふうに、こちらからお願いすることができることになっていますので、そういう仕組みを使って質問するだろうと思います。

(司会) 弁護士会はどうでしょうか、弁護士の立場で。

(西村) 今の最後のところですが、ここは弁護士会の中でもいろいろ議論をしまして、余り質問しなくてもいいんじゃないかという意見もある一方、やはり、今、畑野さんがおっしゃったように、どうしても質問しなきゃいけないことがあるんじゃないかという意見もあります。弁護人の視点に立ちましたら、特に、無罪を訴えてる被告人の場合ですが、その人の運命が決まってしまうわけです。その人の運命が、裁判官及び裁判員の方にゆだねられるわけですし、そうすると、どの人に裁判をしてもらうのかというのは、裁判を受ける者、多分皆さんも裁判を受ける立場に立った場合に、やはり重大な関心を抱くかと思うんです。

そうしますと、やっぱりどうしても、もし不公平な裁判をする可能性があり得る人がいて、その人について、こういう質問をしたいということがあれば、皆さんが被告人の立場になった場合には、こういう質問をしてくれというような要求がある場合があると思うんです。そうすると、そういうものも、一定の限界はあるかもしれませんが、許容されるべきだとも考えられるんじゃないかなと思います。

ただし、じゃあ、そこで出たことがどうかといいますと、当然、弁護人の立場に立っても守秘義務というのがありますから、記録が裁判所で厳重に保管されるだけでなく、弁護人の立場からも、そこで出たことについて外に漏らすということはありませんので、安心していただきたいと思います。

(司会) という御説明がありました。それで御納得していただけますでしょうか。プライバシー、あるいは、公正な裁判体をどういうふうにつくっていくのか、あるいは、負担を掛けないために、なるべく裁判所に来なくてもいい事情を聞くというような要請もあるんじゃないかというふうな御指摘でもございました。

もし、裁判員候補者として呼ばれて、選ばれたとします。そうすると、次に、いよいよ裁判が始まってくるわけですが、どれぐらいの期間呼ばれるのかということにつきまして、本日の当初、畑野さんのほうから、何日間ぐらいの拘束があるのかというようなことも連絡されるんじゃないかという御指摘がございましたね。鬼澤さん、その辺り、どうでしょうか。呼ばれるときに、何日間ぐらい裁判が掛かりますよと、拘束期間がこれぐらいですよというような予告というのはあるんでしょうか。

(鬼澤)それはもちろん、事前に裁判所、検察庁、弁護士との間で、公判前整理手続ということでしっかり計画を立てておりますので、裁判所からの呼出しが来たときには、あなたは、もし選ばれた場合には何日から何日までの間、裁判員として務めていただくこととなりますということ、明示されるということになります。

この通知も、今年の1月に取った最高裁のアンケートによりますと、国民が日程を入れるときには、大体1か月から1か月半前ぐらいから日程を調整するという回答結果が出ておりますので、恐らくこの結果を尊重して、1か月半ぐらい前には皆さんのところに御連絡をして、それまでの間、職務従事予定期間というんですが、裁判員としてお務めいただく期間の日程を調整していただいて、それから、おいでいただくということになるだろうというふうに考えております。

(司会)つくろう会のほうでも、今、1か月あるいは1か月前ぐらいに予告してもらうことがどうしても必要じゃないか、大事じゃないかという御意見が多かったんですが、今、そういうような運用になるであろうというお話を聞いて、これは本邦初公開ですか、それでもないんですか。

(鬼澤)本邦初公開です。(会場、笑い)

(司会)ありがとうございます、無理やり言わせましたが。ちょっと畑野さん、お休みいただきまして、西村さん、今の点、どうでしょうか、5日間の拘束があるんじゃないかというようなことを事前に通知されるということでございますけれども、それについて弁護士会のほうは特に御意見はないんでしょうか。

(西村)どのぐらい裁判所に行かなければならないのかということが分からなければ、予定をどのぐらい空けておく必要があるのかというのがありますので、そのことは当然だろうと思いますし、そのこと自体は積極的に評価したいと思います。

もう一つのほうの、5日間、例えば、あるいは5日ということなのか、あるいは、裁判所のパンフレットを見ますと、多くの事件は3日ぐらいとかありますよね。3日ぐらいとか毎日開くということですが、このこと自体も、基本的には弁護士会も当然のことだというふうに考えております。

ただ、今は、例えば法廷を開くについても、一月置きに一遍とか、そういう形でやっております。いろんな事情でそうなっているわけですが、今後は、そういうことでなくて、3日間なら3日間、まあ5日はともかく、3日間ぐらいであれば、毎日開くことになるかと思いますが、その場合に、やはり弁護士会としては、幾つか条件があるんじゃないかなというふうに思っております。

1つは公判前整理手続で争点を明らかにするという話がありましたが、防禦を害することなくできる限り短くなるような形の裁判というのが必要かと思うんです。その中で言われているのが取調べの可視化といいまして、今、自白をしたかどうかについて争いがある場合に、それが本当に任意になされたかどうかについて争いがあるときに、裁判の長期化の1つの原因になってますが、それを解消するためには取調べがどのようになさ

れたかということが、録画・録音される必要があるだろうということで、日弁連は、裁判員制度までに実現することを強く求めております。それが連日的開廷の1つの条件になってくるのではないかなと思います。

それから、2つ目は、今日もこうやって速記が出ておまして、目の前ですぐ文字化されて記録になってますが、翌日の裁判に備えるためには、その日に行われた記録というのが、どうしてもその日、あるいは遅くとも翌日の早朝までには、弁護士、検察庁も同じだと思うんですが、いただきたい。それに基づいて翌日の証人尋問などに取り組むわけですし、あるいは最終の弁論ですね、どういう意見を弁護士が述べるかということについても、その公判で行われたことが正式にどういうものが行われたかということが記録に残ってる必要があるだろうというふうに思われます。今は一月ぐらい先ですから、その間に記録をいただいてということになるわけですが、連日になりますとやはり翌日までとか、そういうものが必要になってきますので、そういう工夫が必要かというふうに思います。

最後の3つ目ですが、これは弁護士会独自の問題であります。そういうふうに毎日やっていくための個々の弁護士の体制というのも、これは、いろいろな方面から指摘されていまして、何とかやっていかなきゃいけない問題であるというふうに思われます。ただ、今朝の新聞を見ますと、堀江さんの事件で、堀江さん自身が、こんなに弁護士が大変なんですかというような感想を漏らしてたという新聞記事がありました。弁護士の活動が大変だということは意外に知られていないように思えました。いずれにしても、何とかそういう体制をつくらなければいけないと思います。

(司会)今のちょっと分かりにくかった部分でありますよね。連日、毎日毎日裁判をやるということの条件として弁護士会が考えていらっしゃるということを今言ってくれたんですが、1つ目として取調べの可視化ということを行いました。目に見えるようにするという言葉ですね、文字どおり訳すと。ですから取調べの様子を録画したり録音したりするという、それが必要じゃないかと。裁判で取調べの様子が問題になったとき、そういうもので証明していくほうがはるかに短い集中した審理ができるんじゃないかと、そういうような御主張だと思います。それに対していろいろあると思いますが、連日的開廷というのはそもそも大変ですよ。検察官にとっても本来はね。そのことも含めまして、それについての御意見でも結構ですので、畑野さんどうぞ。

(畑野)連日的開廷という観点で、今、私、弁護士の西村さんから可視化という話があるとは思わなかったんで、ちょっと今自分でお話ししようと思っていたことを先に言わせてください。少なくとも裁判員に選ばれるまでには裁判員候補者という名簿に載っている方がくじによって選ばれていくわけですから、呼出状が1か月半くらい前に届いたとします。その中で今回の事件というのは約3日から4日間で終わるというような趣旨のことはきっとその時点でお知らせしていると思われまして。ですから、会社にお勤めの方や有給休暇届みたいなのをしなければならぬ方は是非その時点で会社に相談し

て、そういう措置を執るべきだと思います。裁判員候補者だけで結果的に裁判員に選ばれなかった方は約半日から1日分は休暇が必要になってきます。ですから、仮に裁判員候補者だけで終わった場合には1日の休暇を欲しいと。それから裁判員に仮に選ばれてしまった場合には3日ないし4日の休暇が欲しいと言って、相談すると良いと思います。休暇手続をとる場合には呼出状のコピーを会社に提出する形で、そういう相談を休暇担当の職員の方に相談していただければ、つまり、2つ可能性があるということを事前にお知らせしておいたほうが非常に会社の休暇の扱いも楽になると思います。

それから、西村さんから指摘があった可視化というのはすべて録音・録画するという意味だろうと思います。しかし、本当に悪いやつというのは、基本的にあんまり客観的な証拠を残さないんですよね。そういうものを得るには、取調べによって真剣に取り調べて、相手方から本当の話を引き出す、そういう真剣勝負がどうしても必要になってくるんです。その場合に、はい、これからビデオ撮りますって言って、その雰囲気始めたって、何も真実なんて出てきやしない。これだけは分かってほしいわけです。

気持ちとしては、警察の段階で暴力によって自白が得られたとか、脅迫によって自白が得られたケースというのが、過去に絶対なかったかなんていうのは、言うつもりはありません。あったことは何件かあったのは確かなんだろうと思うけれども、それがあからとって、本当に悪いやつを見逃すような、取調べが真剣にできないような環境になっていいのかというのが、検事の意見としては多いわけです。

その点も、恐らく弁護士は弁護士の立場、検事は検事の立場で、私も弁護士の立場に立ったらきっとそう、全面可視化と言うだろうなと思ってますから、気持ちは分かるんですけれども、だからとって、真に悪いやつを処罰できなくなっていいのかという点も分かってほしいわけです。本当にやってない人を処罰してはいけないと思っているのは弁護士だけじゃなくて、検事も思っていますから、悪いことをしてないのに起訴してしまうなんてことは大間違いなわけですから、そういうことがないように、我々も取調べをするに当たっては、本当の真実は何なのかということを経末まであきらめないで追及していく、こういう姿勢が大事だと思っています。そこだけは是非お伝えしたいと思っています。

(司会) この議論はずっと延々するつもりないのであれなんです、西村さん、一言だけそれについてありますか。

(西村) 今日は特にそのことが議論の対象ではないのでこれ以上述べませんが、今のお話の中で、法務省の考えじゃなくて、一検事の考えということでしたので、ひょっとしたら、法務省の考え方が少しずつ変わってきてるのかなと期待をしたり、弁護人の立場だったら西村の言うことが理解できるとも述べられたことについても成程と感じました。

(司会) ありがとうございます。今のような議論も聞きながら、市民の方がどのように判断するのが大事かということだと思います。さっき例えば、5日間拘束されますよと

というような通知が行くんじゃないかというようなお話がありましたが、審理の過程でどうしても延びちゃうというようなことは想定はしてないのでしょうか。例えば、どうしても1日とか2日とか期日を入れなきゃいけないときに、最初に言われた3日とか5日とかというのは、どのような意味を持ってくるのでしょうか。

(鬼澤)今の段階で、これまで審理した刑事裁判の対象になるような事件を踏まえて、審理期間がどれぐらいになるかということのシミュレーションを最高裁でしたんですが、大体、全裁判員対象事件のうち7割が3日以内で終わるであろうと。2割が5日以内で終わるだろうと。残りの1割ぐらいが6日以上掛かるであろうというようなシミュレーションで考えてるんですね。

審理の過程で何が起るかわからない、そこは充実した公判前整理手続という事前の争点整理手続がどこまで充実してるかによろしいと思えますけれども、あるいは状況によってはちょっとサバを読むかもしれません。でも、基本的には今申し上げたような枠内で運営していこうと。そのために、一生懸命証拠も整理して、市民の方々に分かりやすいような証拠を分かりやすく整理するようにしようというふうに考えているところがあります。

(司会)ちょっと会場の皆さんに1つ質問をしたいんです。例えば、自分が裁判員に呼ばれたときに、土曜日、日曜日も開廷してもらって早く裁判を終わりにしたほうがよろしいとお考えでしょうか。それとも、土曜日、日曜日は休ましてくれよと。やはり、普通のお仕事は公休なり有給休暇なりできっちり休んで、土曜、日曜は休ましてくれよとお考えになるのか、それとも、土曜日、日曜日も使えるのであれば、そのときに裁判をやるべきではないかと、どちらでしょうか。土曜日、日曜日もやってもいいとお考えになるほうを前、そうじゃないという考えを後として、ちょっと手を挙げてください。前者、土曜日、日曜日もやれるんだったらやってほしいなとお考えの方、ちょっと手を挙げていただけますか。

(会場、挙手)

ありがとうございました。

反対、土曜日、日曜日は休もうやお考えの方、どうですか。

(会場、挙手)

同じぐらいだな。高野さん、どうですか。

(高野)僕は土曜も日曜も仕事してることが多いんで、同じですね。

(司会)畑野さん、何かありますか。

(畑野)今、私が手を挙げたのは後者のほうに賛成という意味です。決して、意見を言いたいというわけではございません。

(司会)なかなか難しいですね。弁護士会の中では、やはりできる限り裁判員の方に便宜を図るという観点から、深夜とか夜の裁判とか、土曜日、日曜日の裁判ということも考えるべきじゃないかという議論がかなりあったんですけれども、ここにいらっしやっ

てる方の意見を聴くと、どうも拮抗してるように見えまして、鬼澤さんがお考えになったように、必ずしも単純なものじゃなさそうですね。

（鬼澤）私の個人的な意見は、やっぱり日本人は働き過ぎのところがありますから、休むときは休むと、仕事するときは仕事するというので、めりはりを付けた人生を生きるというのが一番大事じゃないかというふうに考えてるもんですから。

（司会）やはり問題は、いかにちゃんと休めるかということ、何の不利益もなく気持ちよく送り出してもらえるかと、職場ですね。そういう環境を整えるということが大事だということでしょうかね。はい、ありがとうございました。

それじゃ、最後のクールといいますか、最後のテーマに移っていきたいと思います。4時ちょっと過ぎまで、お付き合いしていただきたいと思います。それで終わりにしたいと思っております。

いよいよ裁判員裁判が始まりました。市民の皆さんが、今度は裁判員として参加して、ああ、参加してよかったなと思える裁判にするには、どうしたらいいのかという話であります。実はこの間、法律家といわれる弁護士、検察官、裁判官、三者を中心として、全国で、模擬裁判が行われています。実は、最高裁判所が主導されて、やれやれというお話もあるわけですが、模擬裁判のようなものをずっとやっておりまして、市民の方に協力していただいて、裁判員のモニターのような形で参加していただいております。

その中で、私が聞いている限りでは、例えば、市民の方が、裁判官と本当に対等に議論できたのかどうかという点について、不安や不満を持たれたという意見も聞いております。ただ、そうではない意見もあるようでありますが、そういうような模擬裁判の経験なども踏まえて、裁判員の方が、ある意味で言えば、言い方としては邪道かもしれませんが、満足できる裁判、参加してよかったなと思える裁判になるかどうかという点について、重要だと思われる点について、それぞれお考えがありましたらお聞かせいただきたい。今度は西村さんから伺いましょう。

（西村）2つぐらいあると思います。1つは、裁判自体が分かりやすい裁判になるということ。それから、もう1つは、その裁判を終えた後の裁判官との評議が、十分に議論が尽くされるような評議になるということが大事ではないかと思えます。

最初の分かりやすい裁判ということですが、これについては、私が一番最初にお話ししたように、裁判の場で、皆さんが直接見たり聞いたりしたことだけで判断できる制度にすると、こういうことが大事だと思います。

今の裁判を御覧になった人は分かりませんが、法廷で、何か知らないけれども、検察官も弁護人も、メモを見ながらぼそぼそしゃべっていて、それが聞き取れない、しゃべっている言葉も難しくて分からない、それから、どさっと証拠が出てきて、その中身も全然分からないと、こういう裁判であっては、分かりやすい裁判とはいえないわけですので、こういうものを変えていく必要があります。法廷で、直接証人から話を聞いて、そして判断できる制度、そして、法廷の外に書面を持って帰ってそれをじっくり読む裁判

じゃなくて、法廷で検察官や弁護人が口頭でしゃべったことで理解できる裁判，こういうものにはしなければいけないと思います。

弁護士会も，それに向けて，どんなものが必要なのかということについて試行錯誤を重ねているところであります。

これについては，先ほど，諏訪部さんからも話が出ましたが，模擬裁判が昨年と今年というふうに行われましたが，さすがに検察庁のほうは，この1年間で格段に進歩している，分かりやすい裁判について非常に組織的に取り組まれていることがよく分かりました。他方，弁護士は，どうしても一匹狼的な性格がありまして，なかなか組織的に対応するというのは弱いところがあります。しかし，去年，今年の模擬裁判を踏まえて，弁護士会の検討が遅れているなというのを痛感し，何とか裁判員裁判に間に合うように頑張りたいというふうを考えているところです。

それから，2番目の評議ですが，これは，実際の裁判が始まってから後になりますと，評議の内容についてはしゃべってはいけないという守秘義務というのがあります。もちろん感想とか制度に対する意見というのは構わないんですが，中身については守秘義務というのがありますので，裁判が始まってから後の評議についての検証は，なかなか實際上，困難な状況にあります。

しかし，今は，裁判が始まる前ですので，模擬裁判などで，評議について，どういう評議が行われたかということについて，弁護士会にも裁判所で行われた評議の内容についてDVDをもらったりして検討できることが可能となっております。できれば，こういうものをどの範囲まで広げるかという問題はありますが，もう少し広めて，市民の皆さんにとって評議というのはどんなものなのか，どういうふうにあるべきかというのがもう少し広く検討できる機会というのがあってもいいのではないかと思います。

評議で見えますと，裁判所のほうは，いろいろ努力されている姿は見えます。例えば，3人の裁判官と，6人の裁判員が1つのテーブルを囲んで座るわけですが，固まって座る，つまり，裁判官がずらっと並んで，裁判員の方がずらっと並ぶんじゃなくて，裁判官の方は裁判員の間に入るという方法をとった裁判所もありました。裁判官3人がまとまって座って，裁判員6人がまとまって座ると，どちらが判断しやすいのか，これなんかも皆さんの意見を聴きながらやっていかないといけないでしょう。それから，評議の中で，裁判官の方の個性にもよるんだろうと思うんですが，裁判官ばかりしゃべっている方もあれば裁判員からできる限り引き出そうとされる方もいらっしゃるわけで，それはどちらがいいのか，この辺りなんかも，もちろん，裁判官が積極的に発言してリードしちゃうのはよくないわけですが，リードする場合の問題点はどんなところがあるのか，この辺りも検討して，評議についての姿，裁判員裁判が実際に始まってしまうと，そういうものを実際の声を聞いて，決めていくというのは困難なので，この段階でもう少し広く意見を聴くということも重要ではないかなと思っております。

(司会) ありがとうございます。いきなり振ると話が長くなるなというのがよく分か

りました。失礼いたしました。畑野さん、どうでしょうか。

(畑野) 私たちも、裁判員の皆さんにいかに分かりやすく理解していただけるかということに、日々検察庁では努力しております。まず、キャッチフレーズとしては、見て、聞いて、分かる立証ということ掲げております。恐らく、としかまだ言えないし、すべてにわたっての裁判員裁判の事件にやるかどうかも別なんです。冒頭陳述というのは御存じですね、最初に検察官がこの事件のあらましを説明して、これから立証することを考えている事実というのはこういうことですよということをプレゼンする。要は、事前に説明するという、そういうことの機会があるんですが、そこでも、パワーポイントといって、スクリーンを使って、そこに投影して、重要な文言や重要な図面なども説明に使いながら、見て、聞いて、分かるような、そういうプレゼンテーションをすることで、証拠についての説明で、いかにそういったパワーポイントや模型なども活用できるかも考えていきたいと思っておりますし、最後に行く検察官の意見のことを論告求刑といいますが、この段階でも、パワーポイントを使って、いかに分かりやすく理解いただけるかということを考えてながら、日々努力していかなければならないと思っています。ですから、裁判員裁判が始まってから以降も、日々、反省点を踏まえながら改善していこうとも思っていますし、やっていきたい。

ただ、一応御理解いただきたいのは、裁判員対象事件、恐らく平成21年も今と多分変わらないと思っておりますので、全国で約3500件から4000件の間になるのではないかと思います。その中ですべてが否認事件ではないです。その約7、8割は自白事件です。つまり、何が言いたいかというと、恐らく、被告人が一番最初から、事実はそのとおり間違いありませんと認めて、証拠も基本的に全部同意になって、最終的にはこの事件の背景がどうだったのかということについて、あるいは被告人にもこういう同情すべき点があるのか、情状面とよくいうんですが、そういったところが議論の対象になるような、こういうイメージをしていただきたいと思うわけです。それが7、8割ぐらいの事件を占める。

残りの2、3割については、否認事件の可能性がります。この場合には、否認事件の中でも、非常に難しい事件が約1割あると思っておりますし、残りの1、2割は、否認事件の中でも、そう難しくないとはいえ、検察側にとっては、そう大変ではないというものもあると思っております。ですから、そういう、場合によっては重い事件に当たってしまう可能性が1割ぐらいはあるかと思っておりますけれども、大方9割ぐらいの裁判員は、そう難しい事件に当たるわけではないというふうに私は思っております。そこまでパワーポイントで具体的に説明しなくても、言葉で説明すれば十分分かる事件が多いということであり、それをわかりやすく説明していきたいと思っております。

それから、やはり難しいと思って我々が考えている否認事件、それが例えば殺人事件で、完全否認で犯人性まで争っているとか、そういった事件も中にはあるかと思っております。その場合には、やはり捜査段階での書証である証拠も見てもらいたいわけですね。

は、それが共犯事件だった場合の共犯者のうち、1人のほうが自白して、もう1人の共犯者が否認しているというケースだって、中にはあると思います。そういった場合にも、やはり、捜査段階で、警察や検察庁の検事にはどんな話をしていたんだろうかというのを、やはり興味を持って知ってもらいたいというふうに思っているわけですね。

やはり日本人というのは、本当は何なのかという動機面も含めて、知りたいはずだと私は思っています。私がそうですから。ですから、とことん追及していけるかどうかは、もちろん検察や警察のほうの努力もあるわけですけど、ここまでは解明できたということも披露したいし、ただ、ここの先がなかなか否認しているために障害になって、なかなか追及できないというのも、分かってもらいたい。それは、確かに法廷での証人尋問、これは大事です。弁護士側も、裁判官の観点からも、恐らくそれが大事だというのは、私たちも同じ気持ちなんですけど、それで済まないケースも中には一部あるだろうと。そのときには、捜査の原点まで振り返って、みんなで考えていただきたいなど、そのように思います。

捜査段階で自白していても、公判で引っ繰り返して否認するというのは、中には出てくるとは思いますし、それが本当に捜査段階で強制的に自白させられたのかどうか、あるいは、本当は捜査段階で言っていることのほうが本当なんだというケースもあるわけです。ですから、いろんな可能性があるわけですから、そういった原点に戻ってもらう書類にも目を通していただきたい。そのために少しは時間が掛かってしまうかもしれないけど、本当の真実は何なのかということをとことん追及したい検察官の立場としては、是非国民の皆さんにもそこを分かっていたいただければなと思っています。

それから、模擬裁判で私は裁判長役を1回したことがあります。検事が裁判長役をやってよかったのかと、今考えているんですが、どうしても人手が足りなかつたので引き受けたわけですが、そのときにやはり、心構えとしては、まず裁判員の皆さんに話しやすい環境にしなければならないという、例の裁判員法に書いてあるとおりに実施してみたわけですが、なかなかやっぱり、最初は全員の方に当てていったと思うんですが、そのうちに、自分から黒板を使って、この事件の客観的な証拠だけは全部挙げてしまったんですね。それがよかったのか、悪かったのかは別として、非常にそれが、その時点の裁判員の皆さんには好評だったようです。決してそれを是非裁判官に実施してほしいとはいえませんが、立場が違うので。ですが、今、考えてみれば、検察側と弁護士側が公判の段階で、法廷の中で裁判員の皆さんにも頭の整理をしていただくために、我々の説明と弁護士側の説明のどこが一致していて、どこが食い違っていて、争点はここなんだということをお知らせしなければならない立場は、裁判官じゃなくて、基本的には私たち二者なんです。ですから、それが十分説明されてなかったビデオだったために、「評議」が、恐らく出だしがそのようになってしまったのかなと思います。本番の裁判員裁判では、弁護士側と検察側という当事者側が、まず争点を浮き彫りにするような主張をしていくということが大事だなと。

はっきり争点が分かれば、裁判官だって、裁判員だって、そこだけを中心に真剣に考えていけばいいということが分かるだろうと思うんですね。ですから、それを努力していきたいと、このように考えています。

(司会) ありがとうございます。捜査段階での紙に書いた証拠を取り調べることもあるんじゃないかということは西村さんのほうからも言いたいことがあると思いますので、最後をお願いします。その前に鬼澤さん、お伺いしたいんですが、私がたまたま見させてもらった模擬裁判の例では、裁判員の方と裁判長の方が一問一答でずっと評議をしまして、裁判員どうしの評議が全くなかったんですね。最終的には自白調書が採用されたものですから、裁判官がその信用性を覆すような、自白調書に書いてあることはうそだというような事情が指摘できなければ、そのまま認定すべきだということを綿々と一対一で説得されて評議が進んでいったという例を見ちゃったんですね。その裁判での裁判員の方に意見を聴きましたら、そういうふうに裁判長から言われちゃったら、もう仕方ないなと思ったけど、気持ち悪かったとおっしゃるんですね。本当に自白してる調書が信用できるのかどうか、実はちょっと疑問があったんだと、だから、気持ち悪かったと。何か説得されちゃったような気がして、潔しとしないというような意見を何人かの裁判員から言われてたんですね。そう考えると、市民のほうとしても、裁判官と対等に意見が言えるんだろうかという不安は、今でもぬぐえないのが率直な意見です。そんなことも踏まえまして、御感想というか、御意見をお聞かせいただけないかなと思います。

(鬼澤) 裁判員の皆さんに、意見を言って、充実した評議を行うためには、法廷で、中身を分かっていたといただくということが、第一であるということ間違いのない話で、そこは、畑野さん、西村さんのお話を聞いて、全くそのとおりだと考えております。その上で、裁判員の皆さんに、どこまで自由に言いたいことを言ってもらうか、これは裁判官の器が試されているんだろうというふうに私は思います。裁判長の一言というのは、本当に影響力が大きいんですね。ちょっと舵をまっすぐから斜め10度右に偏っただけで、裁判員の皆さんがどどっと、音を立ててそっこのほうに傾いてくるというのは、自分が模擬裁判をやった経験からよく分かりますんで、極力、裁判長は最後まで意見を言わずに、みんなの意見をできるだけ引き出して、言いたいことを言ってもらって、最後に結論を出すという評議を心掛けていかななくてはいけないと思います。

絶対にあってはいけないのは、裁判官が記録を読んで、その中身を解説してあげて、これでいいですね、という運用でして、そういった裁判員裁判では、裁判員制度の意味がないというふうに考えております。

(司会) 裁判所の中では、どんな議論の仕方とか、評議の作り方をすべきかとか、研修なり、コンセンサスを得る機会というのはあるんでしょうか。

(鬼澤) 裁判員裁判に関しては、司法研修所でもそうですし、全国の協議会でも、必ず裁判員裁判の在り方について議論を交わしております。現在、非常に日本の刑事担当裁

判官は盛り上がっているんですね。新しい刺激というのが、これほど日本の刑事裁判を活性化させるかということではびっくりしました。特に去年などは、中央で裁判員裁判のありようについての会議があったあと、裁判官たちがみんな語り足りなくて、どっと二次会会場に来たんです。ところが二次会会場として用意していた刑事局会議室ではスペースが足りなくて、外まで人があふれるという状態になりました。それぐらい全国の裁判官にとって、模擬裁判を通じて、裁判員裁判をやってみたというのが、ちょっとずつ自信になってきているなと感じました。各裁判官の発言も問題意識が鮮明で生き生きとしています。裁判員裁判に向かって刑事裁判が活性化がされているなと感じてきているところです。

(司会) 先ほどの点について、簡単をお願いします。

(西村) 今の検察官の考えは書類を大事にするというところですが、恐らく、そこが、一番弁護士会と違うところでしょう。これまで、裁判員裁判の在り方について、裁判所のほうからも、論文が出されていますが、裁判所の考え方とも違うのかなというふうに思っております。ただ、恐らくは、模擬裁判の評議なんかを見ても、例えば自白調書、被告人が捜査段階で自白していたという調書があったとしても、裁判員の皆さんは、自白調書があったということをあまり意識せずに、公判での証言を中心に、審理、評議をしていただいています。公判でどんな証拠が出されたか、客観的な証拠としてどんな証拠が出されたかということを中心に評議されていることが多いようです。ですから、検察庁のほうで、捜査段階での自白とか、捜査段階で共犯者がどうしゃべっていたかというのを重視してもあまり意味がないのではないかと思います。

(司会) これが弁護士と検察官の見方の違いということにもなるかと思えます。高野さん、今、裁判員の皆さんが充実した審理に臨むためにということで、議論全体のところでお話ししていただきたいと思えます。

(高野) そこまでまとめるような能力はないんですけども。さっき、裁判官が裁判員の皆さんを、教えさとしてしまうというケースは、とても現実に起こりそうな気がするんです。もちろん、そうならないようにというお話があったんですけども、実際には、その場になってみると、裁判員の人たちが遠慮するというか、簡単に言えば。自信がないというか、そういうことの中で、そういうふうになっていくということが、とても起こりそうだなと思う、ひとつの懸念ですけども、逆のことがあって、量刑までかわるわけですから、単純な話、すごいストレートな言い方をすると、死刑が増えちゃうんじゃないかという感じがしていますね。そんな悪いやつなんだから、死刑だよみたいな。プロはそこでいろんな判断があり得るわけですけども、裁判員のほうはこんな悪いやつなんだもんというぐらいのことで、ぼんとすっ飛んでいっちゃうと、常に極刑を求めみたい、そういうことも、逆のケースみたいなことですけど、非常に起こりやすい1つの形なんじゃないかという感じがしています。裁判官、検察官、弁護士は経験を積んでいくけれども、裁判員にしてみると、一生に1回あるかないかというような感じの

話じゃないですか。法律家の方々は、経験を積みながら、こういう場合もあるんだとか、こういうことをもっと気を付けなきゃいけないんだと経験を積んでいきますけれども、裁判員は基本的には経験を積まない、常にど素人が来るということの中で、どちらの危険が大きいかという、ど素人が、情感で動いてしまうということ、いったいどういうふうにしたらいいのかということ、今日出なかった話題をあえて拾いますと、僕はそのところが一番、というか、非常に気になっているところです。付加意見です。

(司会) ありがとうございます。それでは、予定しました時間が来ましたので、ここで、4時15分まで、休憩させていただきたいと思います。

その間に会場の皆さんから、質問票、意見などをいただきまして、若干の時間、それにパネラーの皆さんにお答え頂いて、会を閉めさせていただきたいと思っております。今から15分までお休みいたします。事務連絡があります。休憩時間中に、先ほど私ども、つくろう会総会をいたしまして、総会アピールということで、市民による市民の裁判員制度の実現を目指すということ、参加者一同で確認をいたしました。法曹三者とパネリストの皆さんにはお配りをしてありますが、会場の皆さんも、つくろう会の主張というところが、不明確な部分があるかもしれないかもしれませんが、その点、確認を頂くための資料ということで、是非御覧いただきたいと思います。

それでは休憩に入りたいと思います。よろしくおねがいします。

(司会) それでは、再開させていただきたいと思います。

これからは皆さんからの御質問をいただきました内容のパネラーの皆さんにお答えをいただきたいと思います。先ほど高野さんから、裁判員裁判では、死刑が増えちゃうんじゃないかということ、を心配しておられるという御発言がありました。一言ずつ、皆さんどのようにお考えになっているか、鬼澤さんからお願いします。

(鬼澤) 難しい質問ですね。全く個人的な見解ですが、死刑はやっぱちゅうちょされる裁判員の方が多んじゃないかという感じがしますね。無期のほうが増えて、死刑は・・・という方が、いざ自分が裁判員として立ち会われて、自分で決めるという段階に迫られたときにどうするか、これは非常に厳しい判断ですが、

(司会) 畑野さん、いかがでしょう。

(畑野) 私もどちらかというと、死刑というのは一番極刑ですから、それを選択することをためらう裁判員というのも、いらっしゃるのではないかなと。増えるということのほうが、逆にあるだろうかという、可能性としてはですね。これはあくまでも一般論というか、個人的に感じています。

実は、つい最近、テレビ局の名前言っちゃうとあれなんです、某局で、深夜番組で

裁判員制度を取り上げてくださったところがありまして、番組の中で模擬裁判を実施していました。その題材が、山口県の光事件だったんですね。例の、お母さんと小さなお子さんが、18歳の少年に殺され、お母さんはレイプまでされたという事件。それを基本的には第一審と、第二審である控訴審も終わって、最高裁の差戻しという時点でのことだったので、ちょうどその一審と二審で出た証拠を、第一審でやったと仮定した場合として模擬裁判をやっていました。テレビ番組の中では、最終的に死刑だったのか、無期懲役だったのかは結論は放映されませんでした。裁判員の苦悩、ちゅうちょ、あるいは葛藤というんですかね、そういったものも出てまいりまして、最終的にこの番組が終わったときに感じたのは、その苦しみの中から、最終的に選んだのはきっと死刑のほうを選んだのではないかなという、終わり方だったんですね。

実際の光事件では、第一審、第二審とも無期だったんですが、それが差し戻した結果、どうなっていくのか今後見ていかないと分からないですけども、裁判員制度の下では、場合によっては、そういう非常に難しい選択を迫られるケースというの、ごくごくわずかだとは思いますが、選ばれて、当たってしまう可能性はあるんだろうなと思いました。

(司会) 西村さん、どうでしょうか。

(西村) これも弁護士の中でも議論してますと、どっちになるのかという意見は分かれています。ただ、比較的、鬼澤さん御指摘のように、死刑を選択する形は少なくというか、躊躇することが多いのではないかなというふうな見通しを述べる弁護士のほうがやや多いのではないかと思います。いずれにしても、弁護人の観点からしますと、弁護士の役割が重要だと、つまり、死刑を回避すべき情状、有利な事実を出すのは弁護人の役割ですから、そうならないためにも、弁護人の役割は重要だなということを考えております。

(司会) ありがとうございます。量刑に関しましては、恐らく、今まで以上に検察官、弁護人が、なぜそういう刑罰が必要なのかということについての意見を、根拠を示しながら、今まで以上に、訴えなきゃならないんだろうなというふうに思っています。その意見を市民が聴いて、自分の判断にしていくんだろうなというふうに思っていました。

(高野) 僕はもう一つ死刑に傾くかなと思う根拠の1つは、無期が事実上非常に重いと。有期で、15年やそこらで出てきちゃうケースが多いということの間に、ギャップがあり過ぎて、日本に終身刑というものがありませんから、そこで、解離が大きいのでそこで悩んじゃうということが起こるんじゃないかなというふうに思っております。

(司会) ありがとうございます。それでは会場の皆さんからいただきました質問の中から幾つかを取り上げさせていただきます。あらかじめお断りしておきますが、机の上を見ていただきますと、全部質問票でございまして、ほとんどの方が会場から御質問を寄せていただいたという状況でございますので、同じような趣旨の質問に関してはまとめさせていただきます。それから御意見にわたるようなものなどにつきましては、幾つ

か読ませていただきますけれども、できる限りお伝えするという形で御容赦いただきたいというふうに思っています。ここで必ずしも読まれなかった質問についても、まとめましてお預かりする、あるいは会の中で検討する資料として大事に使わせていただきたいと考えておりますので、御容赦いただきたいと思います。

まず質問の中身を大別いたしますと、一番最初の、環境に関する、これは御意見にも近いかもしれませんが、環境に関する点で一点。それから選任手続、それから裁判制度に関しましても質問が幾つかございます。それからそのほか一般的な御質問が幾つかあるという感じでございます。

最初に環境に関しまして、若干御意見にもなるのかもしれませんが、畑野さんということで、保育とか介護などについて、是非ボランティア活動などを地域でも協力してタイアップして利用できる工夫を考慮することが大事ではないかと。例えば地域通貨のような形で、地域通貨という言葉、意味よく分からないんですが、ボランティアを利用できるようにすれば地域活性化にも役立つのではないかとというような御意見が出されております。

(畑野) 我々には大変重い任務が課せられていますけれども、国民がこの制度の大事さを知っていただくことによって、自分たちも何か協力していけることはないかということを考えていただけるのであれば、なおさら、この制度の国民的な基盤とっていいんですか、国民から支えられているということが実現できるのかなと思っておりますので、その辺、国民の皆さんからそういう声が上がってきて、ボランティア的にそういった環境整備に協力していただくことは非常に大事な、有り難いことだなと思っています。

(司会) 続きまして、選任手続の点について、けっこう問題意識を持たれておる方がおるようでございます。質問としては比較的簡単な質問なんですが、選任手続で使用された文書は、期限がくれば廃棄してくれるような制度になるのでしょうか。情報は保持している限りは漏れるおそれがあるので質問させていただきますということで、鬼澤さん、この点よろしいでしょうか。

(鬼澤) 今、情報の管理というのは非常に厳しくなっておりますので、保存期間が何年になるのかまだ決まっていませんけれども、必ず保存期間が経過した段階では廃棄されると、それも焼却あるいはシュレッダーされるというような形になると思います。

(司会) 正に、御指摘のとおりで、期限がくれば廃棄してくれるということだろうと思います。それから、畑野さんと西村さんに、選任手続についてでございますけれども、人格面というのは、選任についていろいろ見るのだろうかというような御質問がございます。例えば、いろいろ人格的に問題があるとか、というような点についてどのようにお考えかという御質問があるんですが、ちょっと簡単をお願いします。

(畑野) 皆さんも御存じだと思うんですけども、検察官側と弁護士側には、それぞれ不選任請求という権利がありまして、4人まで、理由を示さずに、この人は裁判員にならしてもらいたくないということを裁判所に申し上げて、裁判所もそれを受け入れなけ

ればならないという、そういう権利がございますので、その4人ずつを、行使するかどうかは別として、やはり、それぞれ一人一人の面接に当たって、この裁判に本当に真剣に取り組んでくださるかどうかなという観点での様子、雰囲気は見させていただくのかなと思っております。

ですから、どうしても完全にやりたくないとか、やる気がない方でやっていただくと、かえって正確な判断ができないのかなと思いますので、それが人格面になるのかどうかは別なんですけど、そういうことも見極めさせていただくことは、十分あり得るのではないかと思います。

あとまた、見た目では絶対に人間は判断しちゃいけないというのは大事なんですけども、どうしても、袖の脇から入れ墨が入っているのが分かったり、そういうときには、必ず、検事としては、それはどういう関係で入っているのかとか聞いて、暴力団に所属しているということが分かりましたら、やはりそこで御遠慮いただくという可能性は十分あるのかなと思っております。

(司会) 西村さん、どうでしょうか。

(西村) 人格面というのをどうとらえるかというのはなかなか難しいんですけども、結局は弁護人のほうも、不選任請求権を行使するというのは、不公平な裁判をするおそれがあるというところにつながってくるわけであって、あいつは個人的に嫌いだからとか、そういうことで不選任請求をするということではないわけです。不公平な裁判をするおそれがあるかどうかということでは2つぐらい要素があって、1つは、裁判の原則というのがありますので、この原則に従うかどうか、ということが1つの要素でしょうし、もう1つは証言ですね、法廷での証言について、きちんと判断していただけるか。例えば、弁護人が申請する証人についてはなから信用しないとか決めてかかっている人が仮にいたとすれば、そういう人はちょっとご遠慮いただかなければいけないということで、それは必ずしも人格ではなくて、不公平な裁判をするおそれがあるかどうか、ここにかかってくるのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。続きまして、これは鬼澤さんに対する御質問ということになっておりますが、市民の多様性が裁判員の構成にきちんと反映されるか、気になっております。年代や性別が偏ったり、その結果、価値観や判断が偏るということはないんでしょうかという御質問なんですけど、どうでしょうか。

(鬼澤) 裁判員法の仕組みそのものが、無作為に選ぶということで、その多様性を反映すると、そこに人為的な操作を加えないということで確保しようとしてるんじゃないかというふうに考えます。いろいろな性別、所属などの偏りは、その後の選任手続の中である程度は緩和されるだろうとは思いますが、基本的にはくじで選ばれたらそのまま。それが原則で、「何も足さない。何も引かない。」というのが、恐らく裁判員法の原則だと、それは守っていかなくちゃいけないだろうというふうに思っています。

(司会) 西村さん、それでよろしいですか。

(西村) はい。

(司会) それから、裁判員裁判の期日の問題でありますけれども、ちょっとこれ、実は議論を若干しようかなと思って飛ばしてしまったところなんです、連続的開廷という場合に、本当に連続してやるんでしょうかという御質問があります。例えば、3日間なら3日間続けてやるのか、1日置きということは考えられないのか、あるいは1週間置きということは考えられないのか、どのような制度設計を考えておられるか、あるいはどういう制度が望ましいのか、一言ずつ、鬼澤さんから。

(鬼澤) 今年、1月に行いましたアンケート調査の結果を見ても、5日を超えて裁判に参加できるという方は本当に限られている。5.1%ぐらいですか、そうしますと、6日連続して裁判を開くというときには、6人を選ぶために、単純計算で100人以上の方に声を掛けて呼び出さなくちゃいけないということになるんですね。そこまでしてやるかと。

他方、1月のアンケート調査の結果によりますと、期日のある程度分散して、週2日とか3日とかいう形で開いた場合に6日以上裁判に参加できると回答いただいている方は20%近くにまで上がるんですね。ということは、やっぱり国民のニーズというのは、完全にべったり6日間連続開廷するというよりは、少しゆとりといいますか、職場に戻る時間も加味して週2日とか、週3日による連続開廷というのが一番望ましいんじゃないかというふうに考えておりますし、最高裁判所としましても、その旨の情報も各裁判所に提供いたしますので、裁判官の皆さんもおそらくそういった国民の要望は尊重していただけるのではないかと考えています。

(司会) 畑野さん、それについて御意見はありますか。

(畑野) 私も検事として個人的に思うことは、週に毎日5日間やっとうと準備が大変だなと。訴訟ですから、やっぱり裁判ですから、生ものですからね、どんなに事前に準備をしたからといって、最終的に、わずかだとは思いますが、何が飛び出してくるか分からないという面もあるもんですから、そういう余裕期間というのが欲しいなと。となると、1週間に2開廷、3開廷というのは、個々の検事としては少しゆとりができますので、有り難いなと、このように思っています。

(司会) ありがとうございます。西村さん、どうでしょうか。空けることについては何も問題はないのでしょうか。

(西村) というか、当初、連日的開廷ということでイメージしてたのは、週5日であれば毎日というようなことをイメージしていて、弁護士会としても、それにどう対応するかということが検討課題にあったわけですが、今のお話で、週2日とか、週3日ということに仮に裁判所のほうが運営していくのであれば、個々の弁護士にとっては、今、畑野さんがおっしゃったように、少しは楽になることは間違いないので、それでもいいのかなという気もしますが、他方、やや気になるのは、先ほどの裁判の進行の仕方として、法廷で見て、聞いて、分かる裁判ということでもありますので、週2~3日で、翌週でま

た2～3日というんだったら、前の週にやった証言の記憶とか、弁護人の話、あるいは検察官の話、こういうのが少し間隔を置くと忘れてしまいかねない。そうすると、前の週にやった裁判の記録をもう一度見るとか、ということになれば、今の裁判と違いがなくなってくるので、その点の問題をどうクリアしていくかというのが、1つ問題として残っているように思います。

だから、裁判員の負担を考えるのも大事ですが、そのあたりをどう調整していくかというのが今後の課題かなと思っておりますけれども。

(司会) ありがとうございます。そういう難しい問題も一方ではあるかもしれないという御指摘だったんですが、会場の皆さん、率直な御意見として、皆さん自身が裁判員になるとしたら、例えば、5日間、拘束されなきゃならないとして、毎日やることのほうがはるかに負担だとお考えになるか、それとも、週何回かというふうに間を置くやり方のほうが自分としては助かると思われるか、率直なところで結構ですので、まずは、本当に連日、続けてやってもらいたいと思われる方、ちょっと手を挙げてください。

(会場、挙手)

ありがとうございます。一定のインターバルがあったほうがいいのではないかとと思われる方、手を挙げてください。

(会場、挙手)

はい、ありがとうございます。恐らく連日的にやるべきだという意見は、必ずしも自分のお仕事の都合だけではなくて、それが本来の裁判の在り方じゃないかというような、理念的な制度の在り方から考えられるという意見も入っているのかもしれないけれども、大体今見ていただいたような御意見でございました。

続きまして裁判の手続の中身のほうの御指摘、御質問に入っていきます。これは鬼澤さんと畑野さんへの御質問ということでございますけれども、裁判員制度が日本型参審制度であるとしても、裁判長による説示、この方は陪審制度の中身に詳しい方かもしれませんが、内容は刑事司法の大原則であるということで、それを分かりやすく説明をすべきではないかという御意見です。何が刑事司法の大原則かという、質問票の中には4点指摘がございまして、無罪の推定、合理的な疑いを超える証明、疑わしきは被告人の利益にという原則、4番、無罪とかどうかであります。これはどういう意味か、私分らないんですが、そういうような、裁判長からの裁判の原則に対しての説示というものが必要ではないだろうか、その辺の重要性について、どうお考えかという御質問だと思います。鬼澤さんと畑野さんお願いします。

(鬼澤) 説示の部分については、法律上やらなくてはいけないとなっておりますし、これはどういう中身を言うかということ、刑事裁判の基本原則は全部伝えなくちゃいけないというふうに考えています。ただ、具体的にどういうふうに言うかということは、もっと運用が迫ってから、恐らくモデル的なものを示して、弁護士会、検察庁とも相談した上で決めていくことになるかなと思うんです。

ただ、私が個人的に思うのは、アメリカの陪審裁判なんかを見ていても、説示の部分、確かに重要な原則をいろいろと言っているんですけども、何の感動もなく、ただ、言わなくちゃいけないことを、だらだらと言っているという印象があるんですね。むしろ、説示の中身を決めた上では、その中身をいかに分かりやすく伝えるかということ工夫していく必要があるかと考えています。

(畑野) 検察官の立場からすると、起訴している理由というのは、この人が相応の犯人であって、有罪になる証拠があるからだというふうに各検察官が考えて起訴してるという自負心のようなものがございますから、そういう事実ということも併せて知っていただきたい面はあります。少なくとも憲法や、そこから流れる刑事訴訟法の観点からは、無罪の推定というのは当然のことですし、これは、検察官が基本的に100パーセントの立証責任があるということの裏返しだろうと思っています。ですから、それはもっともだし、間違いのないことなんです。

あと、合理的疑いが残る場合には無罪、合理的疑いを入れない場合には有罪という、ちょっと難しい表現だろうと思うんですが、要は、これを決定的証拠がない限り無罪とか、99%しか立証できていないとか、1%足りないから無罪というわけではないんですね。要は、これはやっぱり間違いのないだろうなという感覚が大事だろうと思っています、一般的な感覚が。

それをやはり、検察官として言わせていただくと、分かっていたきたいなと思います。

実際に、疑わしきは被告人の利益にとかいう原則がありますけど、皆さんに問いかけたいのは、第1回の裁判があって、被告人が検察官の起訴状朗読を受けて、裁判長から、この事実どうですかと聞かれたときに、被告人が、そのとおり間違いありませんと答えるケースが、先ほどのように8割あるわけですね。それでもまだ無罪だと思いますか。やっぱり、基本的には、ちょっとボルテージというか、レベルが上がっていくわけですよ、有罪のほうに。だけど、まだ最終的には証拠を見てみないと何ともいえないなという自覚が大事なんです。感情に流されず、証拠だけを見て、被告人が認めている事件であっても、証拠を見てから、なるほどやっぱりこの人はやっているんだなというふうに思っていくということが大事なんだということを、今のこの原則論は言ってるのかなと私は思っています。

(司会) 西村さん、何かありますか。

(西村) 今のお2人がおっしゃったことだろうと思います。できれば、特に、鬼澤さんのほうで、裁判官のほうですが、口頭で説明することを、評議の場でも分かりやすく説明することも大事でしょうし、恐らく説明される言葉が今の話ですと、制度ができるまでに弁護士会のほうとも協議をされるということですので、弁護士会のほうでもきちんと意見を言っていきたいというふうに思っております。

特にこの点、合理的疑いとか、無罪推定原則というのは非常に重要ですし、場合によ

れば、弁護人のほうでも、法廷でそういう原則なんかも引用しつつ意見を言っていくという場面がありますので、適切な説明がなされることを期待したいと思います。

（司会）ありがとうございました。次の質問です。裁判の在り方といいますか、中身のほうにかかわっていきまして、先ほどちょっと議論がありました、取調べの可視化という問題について質問が複数きております。

これは、可視化は本当に無理なのでしょうかという御質問です。本当に可視化は無理でしょうか。以前、取調者と被疑者との信頼関係が築けなくなるというようなことが新聞に出ていましたが、利益が反する両者に信頼関係は必要ないのではないのでしょうか。外国では可視化が随分進んでいると聞いたこともあります。もし逮捕されたら、自分の主張をはっきりと映してくれるビデオは私の味方だと思うのですが、弁護士が立ち会わない取調べは心細いと思うのです。同趣旨の質問が幾つか来ていまして、どのような取調べがあったのかということが、裁判をやるという上で、例えば、自白の調書を証拠にしていかがいかどうか、あるいは、それを信用していかいかどうかという、裁判の場面で問題になるときに、そういうものがあつたほうがいいのではないかと御意見も前提になってると思います。

実際に可視化は無理なのかということの御指摘が複数あるのですが、これは畑野さんと西村さんでよろしいでしょうか。鬼澤さん、何か御意見ございますか。じゃあ畑野さん。

（畑野）私だろうと思いましたがけれども、今、可視化は無理なんでしょうかという御質問がまずありましたので、それは基本的に可視化という言葉は法務省や検察庁が使っているわけじゃなくて、恐らくそれは別の組織、あるいは弁護士会で使っている言葉だと思いますが、取調べ状況の任意性を確保するという、この意味分かりますか。

取調べって、確かに質問者のほうからも出たように、公権力である警察や検察官と、一般の市民ですよ、そういう強い立場と弱い立場という振り分けをされるのは、確かに致し方ないのかなと思いますが、その中で、取調べを行うわけですから、ある程度、やはり拘束されている間ですから、やはり自白をすること自体について、どうしても、それが本心から出た自白なのか、あるいは強制的にさせられたのか、そして、場合によっては、本当のことでないのに自白をしてしまったのかとか、そういった議論というのがあることは確かなんです。取調べの任意性というのは、そういう自白した経緯がそういう強制的なものではないということを経験にすることで、初めてその自白というのが信用できるわけですから、その前提となる任意性の重要さから、我々検察庁の中では、検察官が必要だと判断した場合には、取調べ状況についてビデオ録画することをこれからは試行的にやっていくということで、現に東京地検では開始していると思うんですね。

具体的にはまだ東京地検が取調べ状況をビデオ録画したかどうかは分かりませんが、今後また、検察庁の範囲を広げていって、全国的に試しにまずそういう試行的にやってみるといふことの段階に今きています。それは全部、つまり一部始終、最初か

ら最後まで録音・録画するというわけではなくて、検察官が、これはやはり、この被疑者である、将来被告人になっていく被疑者の取調べ状況として、ちゃんと普通に自白しているということが確保できているんだということを分かってもらうための証拠として、録音・録画をしてみましょうということでやり始めたものでありますが、これが一部始終、最初から最後まで録音・録画していくということにまではつながっていないと思っています。

もう一つ、利益が反する当事者同士、検察官・警察側と、被疑者側という、それが、もともと利害が対立しているから、信頼関係なんて築くことが不可能だし、無用な話なんじゃないかという御指摘があったかと思うんですが、私はそれは絶対違うと思いますね。検察官の仕事は、確かに真実を追及していくことが第一ですよ。だけど、何のために取調べをするかという、真に本当のことを話してもらう、それが結果的には、自分の過ちに気付いてもらうことになるわけですから、自分の過ちに気付けばどうするかという、将来二度とやるまいというふうに思うわけですよ。その気持ちにさせることも検察官の仕事の1つだと思っていますよ。

また、これが信頼関係なのかどうかは別として、こうやって、自白をしていただいた被疑者が、将来起訴されて、実刑判決を受けて刑務所に行くけれども、行った後にお礼の手紙まで来る場合も何件かあります。そういう、この人はきつともうやらないだろうなというふうにするような事件もあるわけですね。

そういうことを、自分たちは、やりがいがある仕事と思っている面もあるわけです。確かに我々が公権力側であるという自覚を持たなければいけないし、だからこそ、こういう身柄を拘束されている人と、一対一で対面して取調べが行われるわけですから、そういう責任のようなものはもちろん感じますけれども、だからといって、その人に本当の話をしてもらうときに、その人との信頼関係が築けなかったら、本当の話なんて絶対にしていただけないなと思っています。これは、私の持論です。

その点を是非、検事の仕事の1つの役割として、そういう役割があるんだということを御理解いただきたいなと思っています。

(司会) それじゃ西村さん。

(西村) まず最初の一部の録画・録音に試行的に踏み切られたということについては、法務省、検察庁の今までの姿勢が変わってきたということで、非常にいいことだと思います。ただ、今畑野さんがおっしゃったように、一部であるということでもありますので、まあ例えば、いいとこどりさせるとか、そういう危険性もありますので、弁護士会はなお全部の録画・録音を求めております。ここで今日は可視化をあんまり議論するところではないんですが、今、信頼関係と出ましたので、考えますと、やはり2つありまして、畑野さんが担当された被疑者との間には、ひょっとしたら信頼関係ができたのかもしれないと思いますが、自白の任意性について問題になっている場合は、多くはそうではありません。ですので、そちらの危険性のほうが高いわけでありまして、信頼関係を築くことが

できるというのは、先ほどの質問者の方から出ましたように、やはり幻想ではないかなと思います。それともう1点、検事さんが一生懸命調べることは、その熱意はよく分かりますが、信頼関係を築くというなら信頼関係の築き方も録画しとけばいいわけであって、密室で信頼関係を築くということがもう一つよく理解できない。信頼関係を築くのであれば堂々と明らかにするような形で信頼関係を築いていけばいいわけであって、信頼関係構築とビデオの録画・録音に対する反対に結び付くというのが、私のほうでは理解できないと、こういうことです。

(畑野) 要するに、ビデオが流れている場面で、さあ、信頼関係築きましょうと言っても、そう簡単にはいかない。これは実際に取り調べたことがない方が言う議論なんですよ。実際にその場で取調官になった方の心境というのは、いずれ公の場で、皆さんに見られてしまうと考えると、とてもじゃないですけど、そんな信頼関係を築くためのパフォーマンスはできません。その辺を分かってもらいたいです。

(高野) だから、そこら辺は検事さんの芸みたいなのところがあるわけですよ。落とすというか、自白に追い込むというようなところの持っていき方とかね。で、なおかつ、いわゆる信頼関係を築いて、もう一步二歩踏み込んで聞き出すとか、それから結局調書を取るとなると、こう言うと失礼ですけど、検察官というのはものすごいフィクションライターでありますから、つくったプロットにはめ込むように自白調書ができてしまうみたいなことというのは、結局、冤罪というのは大体そういうふうにして起こるわけで、その辺まで含めると、じゃ、その部分というけど、どの部分を撮るつもりなのかとなっちゃいますよね。だから弁護士側の意見に賛成なんですけどね、

(司会) ありがとうございます。畑野さんいいですか。

(畑野) これ以上は紛糾するのでけっこうです。

(司会) 次の質問、あと2つだけ質問を読ませてもらいたいです。鬼澤さんに質問が出ております。先ほど、評議の仕方などについて裁判官の器が試されるということではあった、ということですが、例えば裁判員6人が無罪の意見を持ち、裁判官が有罪の意見を持ったとき、今のプロの裁判官は素直に裁判員の出した結論に従えるでしょうかと。むしろ、今までの実務感覚が正しいという観念を捨てる器はなく、裁判員説得に掛かるのではないのでしょうかと。裁判所の中でそこまで踏み込んだ真剣な議論はなされているのでしょうか、という非常に率直な御質問なんです。

(鬼澤) 結論を議論していくときに、それぞれの意見の人が何回同じ視点から同じことを言い合っても、全く、その場で立ち止まって議論が進まないという状態になります。しかし、恐らく評議では、こっちからの視点で考えるとこうじゃないか、こっちからの視点で考えるとこうじゃないかということを、あらゆる視点から、みんなでわいわい言い合って議論していくんだと思うんですね。そういう時に、裁判官が専門家だからといって無理矢理意見を押し付けるようなことはあってはならないと思います。ただし、裁判官同士で意見が食い違ったときにもよくあることですが、そもそもお互いが前提とし

ている事実が違って、それで結論が違っている場合がある。こういう時は、裁判長としても、評議を司会していくうえで、どういう事実を前提としているのかという点を整理していかなければならないと思います。そして、そうした整理を重ねて、さらに議論をする。そしてそれが幾ら議論をしても結局これまで出てきた議論と同じ議論しか出てこないというときになって評議が熟したということになるんじゃないかと思うんです。そのときに最後にどうするかと言ったら、やっぱりそれぞれ、自分の信念に基づいて決めていただかなくちゃいけないというふうに思います。ホワイトボードなどに皆さんの意見を整理して、さまざまな視点からの議論の全体を見渡したうえで、裁判員と裁判官それぞれが自分自身で決めることになると思います。こういった議論を尽くしたうえで、最終的に裁判員6人が無罪となったら、多数決の結果、無罪になりますので、それはそういったルールになっているということだと思います。

(司会)分かりました。それじゃ最後になりましたが、若い方からの御質問であります。どうも今の教育の中で、こういう法教育というか、法のシステムなどが教育されてないと。非常に消極的なのではないかと。これから社会を支えていく若者はこの次なのかという、非常に強い憤りを表現した御質問がございまして、公民館などで講演をされているようですが、なぜ学生には講演に来ないんだという御質問が続いております。畑野さん。

(畑野) 大学には何度か、講義とか説明とかやったことはあるんですが、中学校3年生に対しても、2回はやっています。ただ、回数的にはそう多くないので余り自慢はできませんけれども、実は、本当にいい質問だなと思いました。今ちょうど私も、ちょっとその辺話したいなと思っていたんで。

今年からなんですけど、もう既に夏休みが終わりましたが、夏休み期間中に全国50か所で夏季教員研修というのをやらせていただきました。その中身は、裁判員制度についての説明だけではなく、裁判所における法廷傍聴、それから最後には法教育、それを裁判官、検事、弁護士と役割分担しながら、1日ばかりで全国にいらっしゃる中学校・高校の社会科の先生を集めまして、希望者を集めまして、全国で実施したと。これが最初の今回、研修の始まりなんですけれども、これを今後も毎年のように夏休みを利用して実施してまいりたいと思います。

今、いろいろアンケート上がってきて、見ましたら、やっぱり法廷で、まず法廷を傍聴するということが非常に大きい体験だったと。法廷終了後に裁判官と検察官と弁護士が、今の事件の、本当の生の事件の手続的なあらましについて裁判官からいろいろと説明があったと。これも非常にいい経験だったということが1つあります。

それから裁判員制度については、検察官からの説明が多かったとは思いますが、今回みたいな裁判員制度の全体のイメージを知っていただくとともに、手続面についても知っていただく。それから法教育、これは若いころにやはりルールの大切さというんですかね、なんでルールが必要なんだろうということを考えさせる授業という

んですかね、そういうのも含めて、弁護士の先生を中心にやっていただきました。

やはりそういった取り組みを今後も続けていくことにしています。なぜ先生をまず対象にしようかと考えたかという、先生に御理解していただけるならば、それが一つ一つのクラスにも広がる。まずは、とにかく先生にこういうカリキュラムで授業をやってもらいたいということで、裁判員教材というのをつくって、それを先生に提供して、それを授業に使っていただくと、こういう仕組みをもって全国の若い子供たちに広めていきたいなど、このように考えています。

(司会) ありがとうございます。検事さんから法務省の方になっての発言のようですね。

(畑野) 今は法務省の畑野として説明させていただきました。

(司会) 最高裁としては何かお考えになっているところがありますか。

(鬼澤) 先ほどの法教育。裁判所のほうも、法廷を提供するなりいろいろ御協力させていただいています。こういった法教育は三者が一体となってやらないと進まないだろうと思っています。

(畑野) 基本的に私たちのほうが主催して、皆さんに集まっていただいて、もう間近に迫ってきましたので、出来上がった裁判員教材を先生に提供していくということをやりたいと思っています。

(司会) ありがとうございます。また呼んでいただいたら、恐らくだれかが必ず高校のほうに行くと思いますので、是非呼んでください。

長い時間大変ありがとうございました。本当に不十分な時間の設定と、議論の立て方かもしれない。皆さんの疑問に全部こたえられたとは思っていませんが、冒頭、上口のほうから御紹介しましたように、これからも定期的に、こういうような会を設けて、それぞれの到達点に応じた議論、あるいは、御説明を頂くような機会を設けていきたいと思っています。

今日は大変御多忙な中、しかも、休日に出勤していただきましたパネラーと高野さんに拍手でお礼をしたいと思います。

それでは、上口さんのほうにお返しします。

以上